

# FROM THE OCEANS

Intelligence Analysis (Special Edition)

July 30, 2018



**Maritime Security Initiatives in Japan and Future Challenges  
– An opportunity to evaluate the second Basic Plan on Ocean Policy –**

Yuta Komori, Research Fellow  
Ocean Policy Research Institute, The Sasakawa Peace Foundation



# Maritime Security Initiatives in Japan and Future Challenges —An opportunity to evaluate the second Basic Plan on Ocean Policy—

Ocean Policy Research Institute, The Sasakawa Peace Foundation

Yuta Komori, Research Fellow

## 1. Introduction

The Basic Act on Ocean Policy enacted on April 27, 2007 states “The purpose of this Act is, with regard to the oceans, to stipulate the basic principles, to clarify the responsibilities of the State, the local governments, business operators and the citizens as well as to formulate the basic plan regarding the oceans and other basic matters with regard to the measures on the oceans, by establishing the Headquarters for Ocean Policy in order to promote measures with regard to the oceans comprehensively and systematically, through contributing to the sound development of the economy and society of our State and to improve the stability of the lives of citizenry as well as to contribute to the coexistence of the oceans and mankind, in consideration of the fact that the oceans, occupying broad portion of the globe, are indispensable factors for maintaining the lives of the living beings including mankind, and the fact that it is important to realize a new oceanic State in harmonization of the peaceful and positive development and use of the oceans with the conservation of the marine environment, under the international cooperation, as our State surrounded by the oceans, based on the United Nations Convention on the Law of the Sea and other international agreements as well as on the international efforts on the realization of the sustainable development and use of the oceans” (Article 1).

To achieve the purpose, the Act states, “The Government shall formulate a basic plan with regard to the oceans (hereinafter referred to as “Basic Plan on Ocean Policy”), in order to promote measures with regard to the oceans comprehensively and systematically” (Article 16, paragraph 1), and specifically lists, “the basic policy of measures with regard to the oceans,” “the measures that the Government shall implement with regard to the oceans comprehensively and systematically,” and “in addition to what are listed in the preceding two items, any items necessary for promoting measures with regard to the oceans comprehensively and systematically” (Article 16, paragraph 2). The government as a whole proactively implements the Act in that “the Prime Minister shall seek a cabinet decision on the draft of the Basic Plan on Ocean Policy” (Article 16, paragraph 3), and “when the cabinet decision prescribed in the preceding paragraph has been made, Prime Minister shall publicize the Basic Plan on Ocean Policy without delay.”(Article 16, paragraph 4).

It also obligates government initiatives to be a plan in response to changing times as stipulated by the

lines “bearing in mind the changes on the situation with regard to the oceans, as well as based on an evaluation of the effect of measures with regard to the oceans, the Government shall review the Basic Plan on Ocean Policy almost every five years, and shall make necessary changes” (Article 16, paragraph 5) and “the Government shall endeavor to take necessary measures for the smooth implementation of the Basic Plan on Ocean Policy by, for example, appropriating its budget each fiscal year, to the extent permitted by the State’s finances, in order to secure funds necessary to ensure payment of the expenses required for the implementation of the plan (Article 16, paragraph 7).

In light of the fact that the current *Basic Plan on Ocean Policy* (the second Basic Plan on Ocean Policy), which was revised in April 2013, is due to be revised as the five-year mark stipulated in the Basic Act on Ocean Policy approaches, this paper provides an overview of the *Document on the Situation of the Oceans and Implemented Measures by the Government with regard to the Oceans* (Government Annual Report) published annually by the government, together with a review of the *Second Basic Plan on Ocean Policy Evaluation Report* (Evaluation Report) carried out by the Ocean Policy Research Institute, The Sasakawa Peace Foundation in January 2017, focusing on the measures implemented following the formulation of the *Second Basic Plan on Ocean Policy* in April 2013 to examine the state of maritime security initiatives in the *Second Basic Plan on Ocean Policy*, and examine issues and prospects toward formulating the *Third Basic Plan on Ocean Policy*.<sup>1</sup>

## **2. Maritime Security in the Second Basic Plan on Ocean Policy**

### **2-1. Overview of the Second Basic Plan on Ocean Policy**

The *Basic Plan on Ocean Policy* (the *First Basic Plan on Ocean Policy*) was formulated in March 2008 based on the provisions of the Basic Act on Ocean Policy. The general remarks of *First Basic Plan on Ocean Policy* clearly state, “relationships between the sea and us,” “Japan’s system to promote ocean policy,” and “goals and period of this plan,” and presents a basic policy in Chapter 1 (Basic Policy of Measures with Regard to the Sea) consisting of:

- Harmonization of the development and use of the sea with the preservation of the marine environment;
- Securing the safety and security of the sea;

---

<sup>1</sup> As for the evaluation of initiatives based on the Second Basic Plan on Ocean Policy, the Vol. 29, No. 4 issue of Association for Coastal Studies Magazine by the Japanese Association for Coastal Zone Studies contains a feature article titled “Toward the Revision of the Basic Plan on Ocean Policy,” presents an evaluation of the current Plan from a variety of perspectives and recommendations as well as points of discussion for formulating the next Plan. The research group created by the Japan Society of Ocean Policy (project title: *Research on the Content of the Previous Basic Plan on Ocean Policy and Government Annual Report - A multi-faceted study of marine measures implemented by Japan*) also had experts evaluate the Government Annual Report and presented policy recommendations based on that evaluation on July 11, 2017. And joint research by “Research on the Old and New Basic Plans on Ocean Policy and Government Annual Report” Group on Japan Society of Ocean Policy “Advice on Formulating the Third Basic Plan on Ocean Policy.” <http://oceanpolicy.jp/jsop/1top/201707-sinnkyuukihonkeikaku-teigen.pdf>. (In Japanese. Accessed on July 31, 2017.)

- Enhancement of scientific knowledge of the sea;
- Sound development of marine industries;
- Comprehensive governance of the sea; and
- International partnership with regard to the sea.

Chapter 2 (Measures that the Government Should Take Comprehensively and Systematically with Regard to the Sea) lists concrete measures the government should take:

1. Promotion of the development and use of marine resources
2. Preservation of marine environment, etc.
3. Promotion of development of EEZ and continental shelves
4. Securing maritime transport
5. Securing the safety and security of the sea
6. Promotion of marine surveys
7. Promotion of research and development of marine science and technology
8. Promotion of marine industries and strengthening the international competitiveness
9. Comprehensive management of the coastal zones
10. Preservation of the islands
11. Securing international coordination and promotion of international cooperation
12. Enhancement of citizen's understanding of the sea and fostering of human resources.

Chapter 3 (Other Matters Necessary to Comprehensively and Systematically Promote Measures with Regard to the Sea) also lists the necessary initiatives to implement ocean policy as:

1. Effective implementation of measures with regard to the sea
2. Responsibilities of related parties and mutual coordination and cooperation
3. Active publication of information concerning measures.

The *First Basic Plan on Ocean Policy* was reviewed for revision from around 2012, about four years after it was formulated, and many policy recommendations from private organizations were also published.<sup>2</sup> In the government, the Headquarters for Ocean Policy in the Cabinet Secretariat

---

<sup>2</sup> In revising the First Basic Plan on Ocean Policy, the following are examples of published policy advice: "Recommendations on Important Policy Matters to be Included in the Next Basic Plan on Ocean Policy," (August 31, 2012) by the Study Group on Strategy for the Basic Act on Ocean Policy; "Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism Ocean Policy Conference Report--Aiming to be a True Oceanic State" (March 2012) by the Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism Ocean Policy Conference; "Study Toward Formulating the Next Basic Plan on Ocean Policy (interim summary) - Ocean frontier development strategy for the sustainable use of the ocean" (August 23, 2012), by Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology Ocean Development Subcommittee of the Council for Science and Technology; "Proposal for New Basic Plan on Ocean Policy" (September 13, 2012), by Keidanren; and "Recommendations for the Review of the Basic Plan on Ocean Policy" (September 13, 2012), by the University of Tokyo Policy Alternatives Research Institute and Ocean Alliance. Naoko Harai (March 2013), "Reviewing Japan's Basic Plan on Ocean Policy," published in "Aspects of Ocean Development (science and technology research project)," National Diet Library Research and Legislative Reference Bureau, p.27-51.

established a Councilors' Meeting of "people who possess excellent insight" (Article 1, paragraph 4 of the Headquarters for Ocean Policy Ordinance) to examine the formulation of the Second Basic Plan on Ocean Policy, with the aim to "deliberate important matters on measures concerning the oceans and give opinions to the head of the Headquarters for Ocean Policy" (Article 1, paragraph 2 of the same ordinance). The results of the examination were compiled as "Opinions for the Formulation of a New Basic Plan on Ocean Policy," and submitted to then Prime Minister Yoshihiko Noda on November 27, 2012.

In addition to these findings, the *Second Basic Plan on Ocean Policy* was approved by the Cabinet in April 2013 taking into consideration the implementation status of the *First Basic Plan on Ocean Policy*, "changes in social circumstances surrounding the sea" that included a "review of energy strategy and disaster-prevention countermeasures after the Great East Japan Earthquake," "mounting expectations for development and use of the sea, "changes in international circumstances surrounding conservation of marine interests," and "other changes in social circumstances, etc."

The *Second Basic Plan on Ocean Policy* is comprised of general remarks plus three chapters. The general remarks describe "international cooperation and contribution to international community," "wealth and prosperity through ocean development and utilization of the sea," "from a country protected by the sea to a country that protects the sea," and "venturing into the unexplored frontier" that are "the vision of Japan as an oceanic state" and the "significance of establishing the Basic Plan on Ocean Policy." Moreover, "Basic Policy of Measures with Regard to the Oceans" of the Plan in Chapter 1 are listed as "Current conditions and issues of measures with regard to the oceans," "Measures to be intensively promoted under the Plan" and "Direction of the measures under the Plan," while Chapter 2 lists "Measures the government should take comprehensively and systematically with regard to the sea" that the same as the First Plan:

1. Promotion of development and use of marine resources
2. Conservation of marine environment, etc.
3. Promotion of development of EEZ and continental shelves
4. Securing maritime transport
5. Securing the safety and security of the sea
6. Promotion of marine surveys
7. Promotion of research and development of marine science and technology
8. Promotion of marine industries and increase in international competitiveness
9. Comprehensive management of coastal zones
10. Preservation of remote islands
11. Securing international coordination and promoting international cooperation
12. Enhancement of citizen's understanding of the sea and fostering of human resources.

And Chapter 3 prescribes, "1. Revision of Headquarters for Ocean Policy for effective

implementation of measures,” “2. Duties of relevant personnel and mutual coordination,” and “3. Proactive publication of information concerning measures” as “requirements for comprehensive and planned implementation of ocean measures.”

## 2-2. Maritime security in the Second Basic Plan on Ocean Policy and initiatives after formulation

In the *Second Basic Plan on Ocean Policy*, structured as described above, the provisions considered for maritime security are “3. Promotion of development of EEZ and continental shelves,” “5. Securing safety and security of the sea,” and “10. Preservation of remote islands.” The *Second Basic Plan on Ocean Policy* describes these items as shown in Table 1 below.

**Table 1. Maritime security initiatives prescribed in the *Second Basic Plan on Ocean Policy***

### 3. Promotion of Development of EEZ and Continental Shelves

- Based on the content of the recommendations of the Commission on the Limits of the Continental Shelf in regard to Japan’s submission of information on the extension of its continental shelf, Japan should appropriately promote measures for establishing the limits of its continental shelf, including by continuing to strive to the end that the Commission will make recommendations as soon as possible on the region for which the issuance of the recommendation was deterred.
- Problems being arising concerning some areas of Japan’s EEZ and continental shelves to which other countries also stake claims, seek solutions in accordance with international law in addressing these problems to bring fundamental resolution to them, in order to ensure Japan’s rights and interests in these maritime zones.
- Institute a policy on proper management of marine zones including the objective and measures of the management, implementation structure and schedule in light of the actual state and future outlook of marine zone development so that the Headquarters for Ocean Policy will establish a comprehensive legal system on marine zone management in accordance with the policy.

### 5. Securing Safety and Security of the Sea

- Strengthen the broad-based, all-time monitoring system and the system for response to remote and serious incidents in marine areas around Japan.
- Secure patrol vessels, aircraft and other equipment, and necessary personnel through planned procurement, and strengthen coordination with the Japan Coast Guard and Self Defense Forces.
- Construct a coordination system for ensuring security and safety of coastal zones and remote islands.
- Continue to implement activity to deal with pirates in the Gulf of Aden off the coast of Somalia and step up special measures including authorization to implement patrol with rifles for Japanese-flagged vessels.

### 10. Preservation of Remote Islands

- Preserve the low-water lines that give grounds for exclusive economic zones (EEZs), etc. around remote islands and assign names to remote islands as a basis for territorial seas.
- Step up actions to gather information on key remote islands and their surrounding marine zones and implement tighter monitoring and vigilance to construct a structure for ensuring safety in insular regions and their surrounding marine zones.
- Consider taking special measures on preservation, management and development of so-called border remote islands, or remote islands of particular importance, in ensuring Japan’s safety, including preservation of its territories and EEZs, and in securing and utilizing marine resources, and implement necessary measures in accordance with the results of the consideration.
- Provide support for continual maintenance of sea and air routes and advance construction of remote island terminals for providing safe and stable transport.
- Secure a necessary number of physicians and other medical professionals, implement regular traveling medical care and create a system of cooperation among medical institutions.
- Implement an overall study on the special zone system for remote islands in efforts for development based on local innovative ideas.

Source: Excerpted from *Outline of Basic Plan on Ocean Policy* ([http://www8.cao.go.jp/ocean/english/plan/pdf/plan02\\_gaiyou\\_e.pdf](http://www8.cao.go.jp/ocean/english/plan/pdf/plan02_gaiyou_e.pdf))

In order to give form to the provisions of the *Second Basic Ocean Basic Plan* described above, the following initiatives in Table 2 have been implemented since April 2013, when the *Second Basic Plan on Ocean Policy* was formulated.

**Table 2. Description of items concerning maritime security  
in Government Annual Reports (2014-2017) (Translation omitted for table below)**

**「3 排他的経済水域等の開発等の推進」に関する年次報告における記述**

【平成 26 年度】	【平成 27 年度】	【平成 28 年度】	【平成 29 年度】
<p><b>(1) 排他的経済水域等の確保・保全等</b></p> <p>○国連海洋法条約（UNCLOS）に基づき、我が国は平成 20 年 11 月に「大陸棚の限界に関する委員会」に大陸棚延長申請を行い、平成 24 年 4 月に同委員会から勧告を受領しました。我が国は、勧告の内容について精査を行い、内容の疑義について平成 25 年 7 月に同委員会に質問書を発出し、平成 26 年 3 月に同委員会から回答を受領しました。</p>	<p><b>(1) 排他的経済水域等の確保・保全等</b></p> <p>○国連海洋法条約（UNCLOS）に基づき、我が国は平成 20 年 11 月に「大陸棚の限界に関する委員会」に大陸棚延長申請を行い、平成 24 年 4 月に同委員会から勧告を受領しました。我が国は、勧告の内容について精査を行い、内容の疑義について平成 25 年 7 月に同委員会に質問書を発出し、平成 26 年 3 月に同委員会から回答を受領しました。これを受け、平成 26 年 7 月 4 日に総合海洋政策本部会合において「大陸棚の延長に向けた今後の取組方針」を決定しました。この取組方針に従い、沖ノ島島北方の四国海盆海域及び沖大東島南方の沖大東海嶺南方海域を延長大陸棚の範囲として定める政令（排他的経済水域及び大陸棚に関する法律第 2 条第 2 号の海域を定める政令）を同年 9 月 9 日に閣議決定し、同年 10 月 1 日に施行しました。（内閣官房、外務省、国交省）</p>	<p><b>(1) 排他的経済水域等の確保・保全等</b></p> <p>○国連海洋法条約（UNCLOS）に基づき、我が国は平成 20 年 11 月に「大陸棚の限界に関する委員会」に大陸棚延長申請を行い、平成 24 年 4 月に同委員会から勧告を受領しました。我が国は、勧告の内容について精査を行い、内容の疑義について平成 25 年 7 月に同委員会に質問書を発出し、平成 26 年 3 月に同委員会から回答を受領しました。これを受け、平成 26 年 7 月に総合海洋政策本部会合において「大陸棚の延長に向けた今後の取組方針」を決定しました。この取組方針に従い、沖ノ島島北方の四国海盆海域及び沖大東島南方の沖大東海嶺南方海域を延長大陸棚の範囲として定める政令（排他的経済水域及び大陸棚に関する法律第 2 条第 2 号の海域を定める政令）を同年 9 月に閣議決定し、同年 10 月に施行しました。小笠原海台海域及び南硫黄島海域については、関係国間における必要な調整を行っており、勧告が行われず先送りとなった九州・パラオ海嶺南部海域については、平成 27 年 5 月、山谷海洋政策担当大臣（当時）から国連副事務総長に対し、大陸棚限界委員会の事務局としての協力を要請するなど、早期に勧告が行われるよう努力を継続しています。さらに、平成 28 年 2 月には外務省が第 2 回海洋法に関する国際シンポジウム「海洋資源の国際法」を主催し、その中で大陸棚延長に関連した法的問題を取り上げました。また、3 月には、我が国の国際法学者の研究グループにより、勧告先送りの法的問題をテーマとした国際シンポジウムが開催されました。（第 1 部 13 参照）（内閣官房、外務省、国交省等）</p>	<p><b>(1) 排他的経済水域等の確保・保全等</b></p> <p>○国連海洋法条約（UNCLOS）に基づき、我が国は平成 20 年 11 月に「大陸棚の限界に関する委員会」に大陸棚延長申請を行い、平成 24 年 4 月に同委員会から勧告を受領しました。我が国は、勧告の内容について精査を行い、内容の疑義について平成 25 年 7 月に同委員会に質問書を発出し、平成 26 年 3 月に同委員会から回答を受領しました。これを受け、平成 26 年 7 月に総合海洋政策本部会合において「大陸棚の延長に向けた今後の取組方針」を決定しました。この取組方針に従い、沖ノ島島北方の四国海盆海域及び沖大東島南方の沖大東海嶺南方海域を延長大陸棚の範囲として定める政令（排他的経済水域及び大陸棚に関する法律第 2 条第 2 号の海域を定める政令）を同年 9 月に閣議決定し、同年 10 月に施行しました。小笠原海台海域及び南硫黄島海域については、関係国間における必要な調整を行っており、勧告が行われず先送りとなった九州・パラオ海嶺南部海域については、平成 27 年 5 月、山谷海洋政策担当大臣（当時）から国連副事務総長に対し、大陸棚限界委員会の事務局としての協力を要請するなど、早期に勧告が行われるよう努力を継続しています。（内閣官房、外務省、国交省等）</p>



<p>○平成 24 年 12 月、中国及び韓国は、「大陸棚の限界に関する委員会」に九州薩摩半島沖から沖縄本島北方沖永良部島沖までの沖縄トラフを南東の限界とする大陸棚の延長申請を、それぞれ行いました。東シナ海においては、日中及び日韓双方のそれぞれの領海基線の間の距離は 400 海里未満であり、双方の 200 海里までの大陸棚が重なり合う部分について、日中及び日韓間の合意により境界を画定する必要があります。同委員会の手続規則では、境界画定の問題がある海域での申請は、全ての関係国の事前の同意がなければ検討できないことになっています。我が国はこのような同意を与えておらず、同委員会に対して中国及び韓国の申請を検討しないよう要請する口上書を中国及び韓国の申請の直後に相次いで発出しました。平成 25 年 8 月の同委員会の全体会合で、同委員会は、我が国の口上書を踏まえ中国及び韓国の申請に対する検討の延期を決定しました。</p>			
<p>○東シナ海資源開発については、平成 20 年 6 月の合意後、各種ハイレベル会談等で中国側に対し、合意を実施に移すべく、国際約束締結に向けた交渉の実施を働きかけてきました。この結果、平成 22 年 7 月、東京において、第 1 回東シナ海資源開発に関する国際約束締結交渉が開催されましたが、尖閣諸島周辺領海内における海上保安庁巡視船への中国漁船による衝突事件後、中国側が一方的に同交渉の延期を表明して以来、進展が得られておらず、中国側による一方的な開発行為は認められないとして、平成 20 年 6 月の合意の早期実施を強く求めています。</p>	<p>○東シナ海資源開発については、平成 20 年 6 月の合意後、各種ハイレベル会談等で中国側に対し、合意を実施に移すべく、国際約束締結に向けた交渉の実施を働きかけてきました。この結果、平成 22 年 7 月、東京において、第 1 回東シナ海資源開発に関する国際約束締結交渉が開催されましたが、尖閣諸島周辺領海内における海上保安庁巡視船への中国漁船による衝突事件後、中国側が一方的に同交渉の延期を表明して以来、進展が得られておらず、中国に対しては、一方的な開発を行わないよう求めるとともに、平成 20 年 6 月の合意の早期実施を強く求めています。(外務省)</p>	<p>○東シナ海資源開発については、平成 20 年 6 月の合意後、各種ハイレベル会談等で中国側に対し、合意を実施に移すべく、国際約束締結に向けた交渉の実施を働きかけてきました。この結果、平成 22 年 7 月、東京において、第 1 回東シナ海資源開発に関する国際約束締結交渉が開催されましたが、中国側が一方的に同交渉の延期を表明して以来、同交渉は再開していません。中国に対しては、一方的な開発を行わないよう求めるとともに、平成 20 年 6 月の合意の早期実施を強く求めています。(外務省)</p>	<p>○東シナ海資源開発については、日中間の協力に関する平成 20 年 6 月の合意後、各種ハイレベル会談等を含め、中国側に対し、合意を実施に移すべく、国際約束締結に向けた交渉の実施を働きかけてきました。この結果、平成 22 年 7 月、東京において、第 1 回東シナ海資源開発に関する国際約束締結交渉が開催されましたが、中国側が一方的に同交渉の延期を表明して以来、同交渉は再開していません。中国に対しては、一方的な開発を行わないよう求めるとともに、平成 20 年 6 月の合意の早期実施を強く求めています。(外務省)</p>
<p>○我が国の排他的経済水域等における鉱物の探査について、主権的権利等を適切に行使していく観点から「鉱業法の一部を改正する等の法律（平成 23 年法律第 84 号）」が平成 23 年 7 月 22 日に公布され、平成 24 年 1 月 21 日から施行され、探査規制の執行は関係省庁間で連携を図りながら適切に実施されていますが、これまでのところ、違反事実は認められていません。</p>	<p>○我が国の排他的経済水域等における鉱物の探査について、主権的権利等を適切に行使していく観点から「鉱業法の一部を改正する等の法律（平成 23 年法律第 84 号）」が平成 23 年 7 月に公布され、平成 24 年 1 月から施行され、探査規制の執行は関係省庁間で連携を図りながら適切に実施されていますが、平成 26 年度末時点で、違反事実は認められていません。(内閣官房、外務省、経産省、国交省)</p>	<p>○我が国の排他的経済水域等において、我が国の同意を得ない調査活動は平成 26 年は 15 件であったところ、平成 27 年は 28 件と増加しています。海上保安庁の巡視船・航空機により中止要求等を実施するとともに、外交ルートを通じた抗議等、関係省庁が連携して的確に対処しています。(内閣官房、外務省、経産省、国交省)</p>	<p>○我が国の排他的経済水域等における我が国の同意を得ない調査活動等が、平成 28 年度には 19 件確認されています。海上保安庁の巡視船・航空機により中止要求等を実施するとともに、外交ルートを通じた抗議等、関係省庁が連携して的確に対処しています。(内閣官房、外務省、経産省、国交省)</p>

<p>○平成 22 年 6 月に施行された「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律」(以下「低潮線保全法」という。)に基づき指定された、低潮線保全区域(排他的経済水域等の限界を画する基礎となる低潮線の保全が必要な海域)について、区域内の海底の掘削等の行為規制の実施、低潮線保全区域における行為規制を周知するための看板の設置、衛星画像や防災ヘリコプター等を活用し、低潮線及びその周辺状況の人為的な損壊や自然侵食等の状況調査・巡視等を実施しました。これまでのところ、低潮線保全区域内における制限行為及び地形変化は確認されていません。</p>	<p>○平成 22 年 6 月に施行された「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律」(以下「低潮線保全法」という。)に基づき指定された、低潮線保全区域(排他的経済水域等の限界を画する基礎となる低潮線の保全が必要な海域)について、区域内の海底の掘削等の行為規制の実施、低潮線保全区域における行為規制を周知するための看板の設置、衛星画像や防災ヘリコプター等を活用し、低潮線及びその周辺状況の人為的な損壊や自然侵食等の状況調査・巡視等を実施しました。平成 26 年度末時点で、噴火活動状況を調査中の西之島を除き、低潮線保全区域内における制限行為及び地形変化は確認されていません。(内閣官房、国交省)</p>	<p>○平成 22 年 6 月に施行された「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律」(以下「低潮線保全法」という。)に基づき指定された、低潮線保全区域(排他的経済水域等の限界を画する基礎となる低潮線の保全が必要な海域)について、区域内の海底の掘削等の行為規制の実施、低潮線保全区域における行為規制を周知するための看板の設置、衛星画像や防災ヘリコプター等を活用し、低潮線及びその周辺状況の人為的な損壊や自然侵食等の状況調査・巡視等を実施しました。平成 27 年 3 月末時点で、噴火活動状況を調査中の西之島を除き、低潮線保全区域内における制限行為及び地形変化は確認されていません。(内閣官房、国交省)</p>	<p>○平成 22 年 6 月に施行された「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律」(以下「低潮線保全法」という。)に基づき指定された、低潮線保全区域(排他的経済水域等の限界を画する基礎となる低潮線の保全が必要な海域)について、区域内の海底の掘削等の行為規制の実施、低潮線保全区域における行為規制を周知するための看板の設置、衛星画像や防災ヘリコプター等を活用し、低潮線及びその周辺状況の人為的な損壊や自然侵食等の状況調査・巡視等を実施しました。現時点で、噴火活動のあった西之島を除き、低潮線保全区域内における制限行為及び地形変化は確認されていません。(内閣官房、国交省)</p>
		<p><b>(2) 排他的経済水域等の有効な利用等の推進</b></p>	<p><b>(2) 排他的経済水域等の有効な利用等の推進</b></p>
		<p>○海洋基本計画を受けて、総合海洋政策本部参与会議は、前年度から引き続き平成 27 年度も「海域の利用の促進等の在り方プロジェクトチーム (PT)」を設置しました。同 PT では、海洋活動に適用される我が国及び諸外国の法制度について検討を行い、海域利用の促進等に関する報告を参与会議に行いました。これを受け、参与会議は、他 PT からの報告も含めた意見書をとりまとめ、平成 28 年 3 月、総合海洋政策本部に同意見書を提出しました。(内閣官房)</p>	<p>○海洋基本計画を受けて、海洋政策本部参与会議は、平成 26 年度及び 27 年度に引き続き平成 28 年度も「海域の利用の促進等の在り方プロジェクトチーム (PT)」を設置し、我が国が海洋立国として海洋の権益をいかに確保していくべきかとの観点から、漁業(生物資源の保存管理)、資源開発(非生物資源の探査・開発)等の海洋における具体的な活動に焦点を当てつつ検討を行い、報告を参与会議に行いました。これを受け、参与会議は、他 PT からの報告も含めた意見書をとりまとめ、平成 29 年 3 月に、総合海洋政策本部に同意見書を提出しました。(内閣官房)</p>
<p><b>(3) 排他的経済水域等の開発等を推進するための基盤・環境整備</b></p>	<p><b>(2) 排他的経済水域等の開発等を推進するための基盤・環境整備</b></p>	<p><b>(3) 排他的経済水域等の開発等を推進するための基盤・環境整備</b></p>	<p><b>(3) 排他的経済水域等の開発等を推進するための基盤・環境整備</b></p>
<p>○平成 25 年、我が国の排他的経済水域等において、我が国の同意を得ない調査活動は 15 件あり、海上保安庁では、巡視船・航空機により中止要求等を実施するとともに、外交ルートを通じた中止要求の伝達等、関係省庁が連携して的確に対処しました。</p>	<p>○平成 26 年、我が国の排他的経済水域等において、我が国の同意を得ない調査活動は 15 件あり、海上保安庁の、巡視船・航空機により中止要求等を実施するとともに、外交ルートを通じた中止要求の伝達等、関係省庁が連携して的確に対処しました。(外務省、国交省)</p>		

	○低潮線保全法に基づき、特定離島（南鳥島及び沖ノ鳥島）において、排他的経済水域等の保全及び利用に関する活動の拠点として、船舶の係留・停泊、荷さばき等が可能となる特定離島港湾施設の整備（南鳥島では平成 22 年に、沖ノ鳥島では平成 23 年に着手）を進めています。（国交省）	○低潮線保全法に基づき、特定離島（南鳥島及び沖ノ鳥島）において、排他的経済水域等の保全及び利用に関する活動の拠点として、船舶の係留・停泊、荷さばき等が可能となる特定離島港湾施設を整備（南鳥島では平成 22 年に、沖ノ鳥島では平成 23 年に着手）するとともに、国による管理体制の構築を図っています。（国交省）	○低潮線保全法に基づき、特定離島（沖ノ鳥島及び南鳥島）において、排他的経済水域等の保全及び利用に関する活動の拠点として、船舶の係留、停泊、荷さばき等が可能となる特定離島港湾施設を整備（南鳥島では平成 22 年に、沖ノ鳥島では平成 23 年に着手）するとともに、国による港湾の管理を実施しています。（国交省）
○沖ノ鳥島については、小島を防護する護岸コンクリートの損傷の点検やひび割れの補修等を継続実施するとともに、恒久的かつ安定的な国土の保全を図るための島の保全対策等の検討を実施しました。	○沖ノ鳥島については、小島を防護する護岸コンクリートの損傷の点検やひび割れの補修等を継続実施するとともに、恒久的かつ安定的な国土の保全を図るための島の保全対策等を検討しています。（国交省）	○沖ノ鳥島については、小島を防護する護岸コンクリートの損傷の点検やひび割れの補修等を継続実施するとともに、恒久的かつ安定的な国土の保全を図るための島の保全対策等を検討しています。（国交省）	○沖ノ鳥島については、小島を防護する護岸コンクリートの損傷の点検やひび割れの補修等を継続実施するとともに、恒久的かつ安定的な国土の保全を図るための島の保全対策等を検討しています。（国交省）
○新たな海洋基本計画の策定を受けて、総合海洋政策本部参与会議は、特に重要と考えられる個別施策に係る内容の具体化や新たに必要となる取組について集中的に評価・検討するため、参与会議の下にプロジェクトチーム（PT）を設置することとしました。これを受けて、平成 25 年 9 月、「EEZ 等の海域管理のあり方」PT を設置し、包括的な法整備のあり方を含め、EEZ 等の管理のあり方に関する方針の具体的な内容等について検討を行いました。	○平成 26 年 7 月、総合海洋政策本部参与会議の下に「海域の利用の促進等の在り方」PT を設置し、海洋活動に適用される我が国及び諸外国の法制度について検討を行いました。（内閣官房）		
○海洋産業の振興のため、総合海洋政策本部の下に、山本海洋政策担当大臣をチーム長とし、関係府省の副大臣を構成員とする「排他的経済水域等の海域管理の在り方検討チーム」を設置し、平成 26 年 6 月に海洋基本計画に掲げられた『排他的経済水域及び大陸棚の開発等を推進するための海域管理の適切な管理の在り方』を取りまとめました。	○海洋産業の振興のため、平成 26 年 3 月、総合海洋政策本部の下に、山本海洋政策担当大臣（当時）をチーム長とし、関係府省の副大臣を構成員とする「排他的経済水域等の海域管理の在り方検討チーム」を設置し、平成 26 年 6 月に海洋基本計画に掲げられた『排他的経済水域及び大陸棚の開発等を推進するための海域管理の適切な管理の在り方』を取りまとめました。（内閣官房）		

「5 海洋の安全の確保」に関する年次報告における記述

【平成 26 年度】	【平成 27 年度】	【平成 28 年度】	【平成 29 年度】
<p><b>(1) 海洋の安全保障や治安の確保</b></p> <p>○海上保安庁による尖閣三島の取得・保有以降、それを口実として尖閣諸島周辺海域では中国公船による領海侵入が繰り返されるようになっていきました。海上保安庁では、中国公船が領海に侵入しないよう警告するとともに、領海に侵入した場合には退去要求等を行い、領海外に退去させています。</p>	<p><b>(1) 海洋の安全保障や治安の確保</b></p> <p>○海上保安庁による尖閣三島の取得・保有以降、それを口実として尖閣諸島周辺海域では中国公船による領海侵入が繰り返されるようになっていきました。海上保安庁では、中国公船が領海に侵入しないよう警告するとともに、領海に侵入した場合には退去要求等を行い、領海外に退去させています。(国交省、外務省)</p>	<p><b>(1) 海洋の安全保障や治安の確保</b></p> <p>○平成 24 年 9 月以降、尖閣諸島周辺海域では中国公船が荒天の日を除き、ほぼ毎日接続水域に入域するようになり、最近でも毎月 3 回程度の頻度で領海侵入を繰り返しています。さらに、平成 27 年 12 月以降は外観上、明らかに機関砲を搭載した中国公船による接続水域への入域、領海侵入も確認されています。海上保安庁では、中国公船に対して領海に侵入しないよう警告するとともに、領海に侵入した場合には退去要求等を行い、領海外に退去させています。(国交省、外務省)</p>	<p><b>(1) 海洋の安全保障や治安の確保</b></p> <p>○平成 24 年 9 月以降、尖閣諸島周辺海域では中国公船が荒天の日を除き、ほぼ毎日接続水域で確認されており、最近では毎月 3 回程度の頻度で領海侵入を繰り返しています。さらに、平成 28 年 8 月には、多数の中国漁船が尖閣諸島周辺の接続水域内で操業する中、中国漁船に引き続き形で中国公船が領海侵入を繰り返す事案が発生しました。海上保安庁では、中国公船に対して領海に侵入しないよう警告するとともに、領海に侵入した場合には退去要求等を行い、領海外に退去させています。(国交省、外務省)</p>
		<p>○海上保安庁において、尖閣領海警備専従体制を構築するなど、必要な体制を整備しているところです。(国交省)</p>	<p>○海上保安庁では、平成 28 年 12 月の海上保安体制強化に関する関係閣僚会議で決定された「海上保安体制強化に関する方針」の下、戦略的海上保安体制を構築し、引き続き領海警備や外国漁船の取締り、我が国周辺海域の監視、海洋権益確保のための海洋調査等に万全を期します。(国交省)</p>
	<p>○平成 26 年 9 月中旬以降、小笠原諸島及び伊豆諸島周辺海域において宝石サンゴを狙う中国船が確認され、水産庁、海上保安庁及び東京都が連携して違法操業の取締りを実施するとともに、外国漁船が我が国の領海及び排他的経済水域内で違法に操業した場合の罰則について最高額を 3,000 万円に引き上げる等、法制面に対策を強化しています。宝石サンゴを狙う中国船は、平成 27 年 1 月 23 日以降は小笠原諸島周辺海域等の領海内で確認されていませんが、引き続き警戒を緩めることなく対応していきます。(第 1 部 4 参照) (国交省、農水省、外務省)</p>	<p>○平成 26 年、小笠原諸島周辺海域において多数確認された宝石サンゴを狙う中国船は、平成 27 年 1 月 23 日以降、同海域では確認されていませんが、その後も、九州西方の排他的経済水域において検挙事案が発生するなど、依然として予断を許さない状況であることから、引き続き関係省庁が連携し、警戒を緩めることなく厳正な監視取締りを行っているほか、外交ルートや日中漁業共同委員会等の場を通じて累次中国側への申し入れを行っています。(国交省、農水省、外務省)</p>	<p>○平成 26 年、小笠原諸島周辺海域において多数確認された宝石サンゴを狙う中国船は、平成 27 年 1 月 23 日以降、同海域では確認されていませんが、その後も、九州西方の排他的経済水域において検挙事案が発生するなど、依然として予断を許さない状況であることから、引き続き関係省庁が連携し、警戒を緩めることなく厳正な監視取締りを行っているほか、外交ルートや日中漁業共同委員会等の場を通じて累次中国側への申し入れを行っています。(国交省、農水省、外務省)</p>

<p>○東南アジア海域における海賊対策として、海上保安庁では、同海域の沿岸国海上保安機関に対して、法執行等の能力向上支援を実施しているほか、毎年、巡視船や航空機を東南アジア海域等に派遣しており、平成25年9月には、マレーシアに、平成26年1月にはインドに巡視船を派遣し、同国海上保安機関と連携訓練や海賊対策に係る意見交換等を実施したほか、平成26年3月にはスリランカに航空機を派遣し同国海上保安機関と海賊対策に係る意見交換等を実施しました。</p>	<p>○東南アジア海域における海賊対策として、海上保安庁では、同海域の沿岸国海上保安機関に対して、法執行等の能力向上支援を実施しているほか、毎年、巡視船や航空機を東南アジア海域等に派遣しています。(国交省)</p>	<p>○東南アジア海域における海賊対策として、海上保安庁では、同海域の沿岸国海上保安機関に対して、法執行等の能力向上支援を実施しているほか、毎年、巡視船や航空機を東南アジア海域等に派遣しています。また、日本が作成を主導したアジア海賊対策地域協力協定(ReCAAP)に基づき設立された情報共有センターに事務局長及び事務局長補を継続して派遣してきており、平成28年4月には新たに黒木雅文事務局長が就任しました。(国交省、外務省)</p>	<p>○東南アジア海域における海賊対策として、海上保安庁では、同海域の沿岸国海上保安機関に対して、法執行等の能力向上支援を実施しているほか、毎年、巡視船や航空機を東南アジア海域等に派遣し、現地において連携訓練等を行っています。また、日本が作成を主導したアジア海賊対策地域協力協定(ReCAAP)に基づき設立された情報共有センターに事務局長及び事務局長補を継続して派遣してきており、平成28年4月には新たに黒木雅文事務局長が就任しました。(国交省、外務省)</p>
<p>○ソマリア沖・アデン湾における海賊対策として、「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」に基づき、海上自衛隊の護衛艦(海賊の逮捕、取調べ等の海賊に対する司法警察業務に的確に対処するため、海上保安官8名が同乗)及びP-3C哨戒機によるソマリア沖・アデン湾での民間船舶の護衛活動及び警戒監視活動を行っており、国土交通省海事局では、船社からの護衛申請の窓口業務及び護衛対象船舶の選定を行っております。なお、海上自衛隊護衛艦が護衛する船舶に対する海賊襲撃事案は一切発生していません。</p>	<p>○ソマリア沖・アデン湾における海賊対策として、「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」に基づき、海上自衛隊の護衛艦(海賊の逮捕、取調べ等の海賊に対する司法警察業務に的確に対処するため、海上保安官8名が同乗)及びP-3C哨戒機によるソマリア沖・アデン湾での民間船舶の防護及び警戒監視を実施しており、国土交通省海事局では、船社からの護衛申請の窓口業務及び護衛対象船舶の選定を行っております。なお、海上自衛隊護衛艦が護衛する船舶に対する海賊襲撃事案は一切発生していません。(国交省、防衛省)</p>	<p>○ソマリア沖・アデン湾における海賊対策として、「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」に基づき防衛省・自衛隊は護衛艦(海賊の逮捕、取調べ等の司法警察活動に備え、海上保安官8名が同乗)及びP-3C哨戒機による同海域での民間船舶の防護及び警戒監視を実施しており、国土交通省海事局では、船社からの護衛申請の窓口業務及び護衛対象船舶の選定を行っております。なお、海上自衛隊護衛艦が護衛する船舶に対する海賊襲撃事案はこれまで一切発生していません。(国交省、防衛省)</p>	<p>○ソマリア沖・アデン湾における海賊対策として、「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」に基づき防衛省・自衛隊は護衛艦(海賊の逮捕、取調べ等の司法警察活動に備え、海上保安官8名が同乗)及びP-3C哨戒機による同海域での民間船舶の防護及び警戒監視を実施しているほか、国土交通省では、船社からの護衛申請の窓口業務及び護衛対象船舶の選定を行っております。なお、海上自衛隊護衛艦が護衛する船舶に対する海賊襲撃事案はこれまで一切発生していません。(国交省、防衛省)</p>
<p>○平成24年以降、ソマリア沖・アデン湾における海賊等事案の発生件数は、減少傾向にあるものの、ソマリア海賊を生み出す根本的原因は未だ解決されておらず、海賊による脅威が存在している状況にあります。一方で、海上保安庁が同海域における海賊行為に対処することは現状においては困難であるため、平成26年7月18日、「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」第7条第1項に定める内閣総理大臣の承認(閣議決定)を受け、防衛大臣は平成27年7月23日までの間、引き続き自衛隊による海賊対処行動を継続することとしました。</p>	<p>○平成24年以降、ソマリア沖・アデン湾における海賊等事案の発生件数は、減少傾向にあるものの、ソマリア海賊を生み出す根本的原因は未だ解決されておらず、海賊による脅威が存在している状況にあります。一方で、海上保安庁が同海域における海賊行為に対処することは現状においては困難であるため、平成26年7月18日、「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」第7条第1項に定める内閣総理大臣の承認(閣議決定)を受け、防衛大臣は平成27年7月23日までの間、引き続き自衛隊による海賊対処行動を継続することとしました。(国交省、防衛省、外務省)</p>	<p>○ソマリア沖・アデン湾における海賊等事案の発生件数は、自衛隊を含む各国部隊の海賊対処活動や民間船舶の自衛措置といった国際社会による継続的な取組の成果により、平成24年以降減少傾向にあり、平成27年には初めて0件となりました。しかし、ソマリア国内の貧困といった海賊を生み出す根本的原因は未だ解決されておらず、海賊による脅威が存在している状況にあります。一方で、海上保安庁が同海域において、海賊行為に対処することは現状においては困難であるため、平成27年7月7日、「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」第7条第1項に定める内閣総理大臣の承認(閣議決定)を受け、防衛大臣は平成28年7月23日までの間、引き続き自衛隊による海賊対処行動を継続することとしました。(国交省、防衛省、外務省)</p>	<p>○ソマリア沖・アデン湾における海賊等事案の発生件数は、自衛隊を含む各国部隊の海賊対処活動や民間船舶の自衛措置といった国際社会による継続的な取組の成果により、平成24年以降減少傾向にあり、平成27年には初めて0件となり、平成28年は2件に留まるなど、近年低い水準で推移しています。しかし、ソマリア国内の貧困といった海賊を生み出す根本的原因は未だ解決されておらず、海賊による脅威が引き続き存在している状況にあります。そのため、平成28年11月1日、「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」第7条第1項に定める内閣総理大臣の承認(閣議決定)を受け、防衛大臣は平成29年11月19日までの間、引き続き自衛隊による海賊対処行動を継続するとともに、近年の直接護衛の所要の傾向を踏まえ、派遣する護衛艦の隻数を2隻から1隻にすることを決定しました。(国交省、防衛省、外務省)</p>

<p>○平成 25 年 12 月から派遣海賊対処行動水上部隊が、これまでの民間船舶の護衛に加え、海賊対処のための多国籍の連合任務部隊である CTF151 に参加してゾーンディフェンス（特定の海域の中で警戒監視を行う活動）を実施しています。また、平成 26 年 2 月からは派遣海賊対処行動航空隊も CTF151 に参加してアデン湾の警戒監視飛行を実施しています。</p>	<p>○平成 25 年 12 月から派遣海賊対処行動水上部隊が、これまでの民間船舶の護衛に加え、海賊対処のための多国籍の連合任務部隊である CTF151 に参加してゾーンディフェンス（特定の海域の中で警戒監視を行う活動）を実施しています。また、平成 26 年 2 月からは派遣海賊対処行動航空隊も CTF151 に参加してアデン湾の警戒監視飛行を実施し、平成 26 年 8 月からは海上自衛官を CTF151 司令部に派遣しています。（防衛省）</p>	<p>○派遣海賊対処行動水上部隊は、これまでの民間船舶の護衛に加え、平成 25 年 12 月から海賊対処のための多国籍の連合任務部隊である CTF151 に参加してゾーンディフェンス（特定の海域の中で警戒監視を行う活動）を実施しており、平成 26 年 2 月からは派遣海賊対処行動航空隊も CTF151 に参加してソマリア沖・アデン湾の警戒監視飛行を実施し、平成 26 年 8 月からは海上自衛官を CTF151 司令部要員として派遣するとともに、平成 27 年 5 月末から同年 8 月末までの間、伊藤弘海将補を CTF151 司令官として派遣しました。（防衛省）</p>	<p>○派遣海賊対処行動水上部隊は、民間船舶の護衛のほか、海賊対処のための多国籍の連合任務部隊である CTF151 に参加してゾーンディフェンス（特定の海域の中で警戒監視を行う活動）を実施しており、派遣海賊対処行動航空隊も CTF151 に参加してソマリア沖・アデン湾の警戒監視飛行を実施しています。また、平成 26 年 8 月以降、海上自衛官を CTF151 司令部要員として派遣しており、CTF151 司令官についても、自衛隊初の多国籍部隊司令官として、平成 27 年 5 月から同年 8 月まで海将補を派遣したほか、平成 29 年 3 月から 6 月までの間、2 回目の派遣をしました。（防衛省）</p>
<p>○平成 22 年以降、ソマリア沖・アデン湾に集中していた海賊被害が、オマーン沖・アラビア海等の外洋に拡大したため、各国船舶において民間武装警備員の乗船が増加しました。しかし、日本籍船には銃砲刀剣類所持等取締法が適用されるため、銃器を用いた民間武装警備員による警備の実施が困難な状況でした。このことから、平成 25 年 11 月 30 日、一定の要件を満たす日本籍船において民間武装警備員による乗船警備を可能とする「海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法」を施行し、運用を開始しました。</p>	<p>○平成 22 年以降、ソマリア沖・アデン湾に集中していた海賊被害が、オマーン沖・アラビア海等の外洋に拡大したため、各国船舶において民間武装警備員の乗船が増加しました。しかし、日本籍船には銃砲刀剣類所持等取締法が適用されるため、銃器を用いた民間武装警備員による警備の実施が困難な状況でした。このことから、平成 25 年 11 月、一定の要件を満たす日本籍船において民間武装警備員による乗船警備を可能とする「海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法」を施行し、運用を開始しています。（国交省）</p>	<p>○平成 22 年以降、ソマリア沖・アデン湾に集中していた海賊被害が、インド洋・アラビア海へと広域化したため、各国船舶において民間武装警備員の乗船が増加しました。しかし、日本籍船には銃砲刀剣類所持等取締法が適用されるため、銃器を用いた民間武装警備員による警備の実施が困難な状況でした。このことから、平成 25 年 11 月、一定の要件を満たす日本籍船において民間武装警備員による乗船警備を可能とする「海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法」を施行し、的運な運用に努めています。（国交省）</p>	<p>○平成 22 年以降、ソマリア沖・アデン湾に集中していた海賊被害が、インド洋・アラビア海へと広域化したため、各国船舶において民間武装警備員の乗船が増加しました。しかし、日本籍船には銃砲刀剣類所持等取締法が適用されるため、銃器を用いた民間武装警備員による警備を実施することができませんでした。このことから、平成 25 年 11 月、海賊多発海域において、一定の要件を満たす特定日本船舶における民間武装警備員による乗船警備を可能とする「海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法」を施行し、的運な運用に努めています。（国交省）</p>
<p>○海上保安庁では、全国の原子力発電所等の周辺海域に巡視船艇を常時配備するとともに、必要に応じて航空機による監視警戒を実施しています。</p>	<p>○海上保安庁では、全国の原子力発電所等の周辺海域に巡視船艇を常時配備するとともに、必要に応じて航空機による監視警戒を実施しています。（国交省）</p>	<p>○海上保安庁では、全国の原子力発電所等の周辺海域に巡視船艇を常時配備するとともに、必要に応じて航空機による監視警戒を実施しています。（国交省）</p>	<p>○海上保安庁では、現下の厳しいテロ情勢を踏まえ、原子力発電所周辺海域での巡視船艇による常時配備、必要に応じて航空機による監視警戒の実施をはじめ、臨海部の警戒対象施設の巡視船艇・航空機による警戒監視、関連情報の収集、関係機関との緊密な連携による水際対策などのテロ対策に取り組んでいます。（国交省）</p>
			<p>○ソフトターゲットに対するテロ対策として、関係機関と関係業界とが一体となってテロ対策について検討を進める「海上・臨海部テロ対策に関するスタディ・グループ」を立ち上げ、平成 32 年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた官民一体となったテロ対策を推進しています。（国交省）</p>

			○平成28年5月の伊勢志摩サミットでは、巡視船艇最大約100隻を投入するなど、最大規模の警備体制で対応し、警察等関係機関との連携はもちろんのこと、地元三重県や志摩市、更には海事・漁業関係者との協力の下で大きな混乱もなく、海上警備を完遂しました。(国交省)
○平成25年5月には、ポーランド・ワルシャワにおいて、拡散に対する安全保障構想(PSI)創設10周年を記念するハイレベル政治会合(HLPM)が開催され、我が国の人員が参加しました。また、平成30年に我が国が訓練を主催することを見据え、かつ平成26年8月の米国主催PSI阻止訓練「FortuneGuard2014」において、我が国として可能な貢献を行うべく、計画会合へ積極的に参加しています。	○平成26年5月には、米国・ニューポートにおいて、拡散に対する安全保障構想(PSI)のオペレーション専門家会合(OEG)が開催され、我が国の人員が参加しました。同年8月には米国・ホノルルにおいて、米国主催PSI阻止訓練「FortuneGuard2014」において、我が国から艦船及び人員が参加しました。(外務省、警察庁、国交省、防衛省)	○平成27年5月にカナダ・オタワにおいて開催された拡散に対する安全保障構想(PSI)のオペレーション専門家会合(OEG)、同年11月にニュージーランド・ウェリントンにおいて開催されたニュージーランド主催PSI阻止机上訓練「MARU2015」、及び平成28年1月に米国・ワシントンにおいて開催されたPSI高級事務レベル会合に我が国の人員が参加しました。(外務省、警察庁、財務省、防衛省)	○大量破壊兵器等の拡散阻止を目的とする、拡散に対する安全保障構想(PSI)に関し、平成28年4月に英国において開催された英国主催オペレーション専門家(OEG)会合及び同年9月にシンガポールにおいて開催されたシンガポール主催海上阻止訓練「DeepSabre 16」に我が国の人員が参加しました。(外務省、警察庁、財務省、防衛省、国交省)
<b>(2)海上交通における安全対策</b>	<b>(2)海上交通における安全対策</b>	<b>(2)海上交通における安全対策</b>	<b>(2)海上交通における安全対策</b>
○海運事業者の安全管理体制の構築を目指す運輸安全マネジメント評価を実施するとともに、旅客船及び貨物船に対する運航管理監査並びに船員法等に基づく船員労務監査等を実施しました。さらに、これらの業務を一元的に実施する運航労務監理官の資質の向上及び体制の強化を図りました。	○海運事業者の安全管理体制の構築を目指す運輸安全マネジメント評価を実施するとともに、旅客船及び貨物船に対する運航管理監査並びに船員法等に基づく船員労務監査等を実施しました。さらに、これらの業務を一元的に実施する運航労務監理官の資質の向上及び体制の強化を図りました。(国交省)	○海運事業者の安全管理体制の構築を目指す運輸安全マネジメント評価を実施するとともに、海上運送法等の法令遵守を徹底するため、旅客船及び貨物船に対する運航管理監査並びに船員法等に基づく船員労務監査等を実施しました。さらに、運航労務監理官及び船舶検査官が、一体となって訪船指導(立入検査)を実施することにより、指導監督の強化を図りました。(国交省)	○海運事業者の安全管理体制の構築を目指す運輸安全マネジメント評価を実施するとともに、海上運送法等の法令遵守を徹底するため、旅客船及び貨物船に対する運航管理監査並びに船員法等に基づく船員労務監査等を実施しました。さらに、運航労務監理官及び船舶検査官が、一体となって訪船指導(立入検査)を実施することにより、指導監督の強化を図りました。(国交省)
		○平成27年7月のフェリー「さんふらわあだいでつ」の火災事故を受けて、国土交通省は、火災・消防に関する専門家などから構成する「フェリー火災対策検討委員会」を開催し、あらかじめ事業者が消火活動の手順を検討するとともに、各乗組員が実戦的な訓練を積むための手引書を取りまとめました。平成28年度中を目途に、手引書を活用して、全国のフェリー事業者に対して火災対策の強化を指導します。(国交省)	○平成27年7月のフェリー「さんふらわあだいでつ」の火災事故を受けて、あらかじめ事業者が消火活動の手順を検討するとともに、各乗組員が実戦的な訓練を積むための手引書を取りまとめました。平成28年度は、全国で説明会等を開催するとともに、手引書を活用して、全国のフェリー事業者に対して火災対策の強化のための指導を行いました。(国交省)
		○小型船舶からの海中転落による毎年約80人の死者・行方不明者を減少させるため、国土交通省は検討委員会を開催し、平成29年の夏頃に、小型船舶におけるライフジャケットの着用義務範囲を拡大することを決めました。(国交省)	○小型船舶からの海中転落による毎年約80人の死者・行方不明者を減少させるため、平成30年2月1日から原則としてすべての小型船舶乗船者にライフジャケットの着用を義務付けることとし、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の改正を行いました。(国交省)

		<p>○国際海事機関における船舶の安全基準策定に関する協議に参画し、天然ガス等を燃料とする船舶の安全基準等の整備を主導した他、平成25年6月の大型コンテナ船の折損事故を受けて新たな構造安全対策の提案を行いました。その他にも係船索の安全対策、安全航行に役立つ画面表示の統一化、船上クレーンの安全対策等についての議論を主導しています。また、新たな国際基準に対応した国内法令の整備を実施しました。(国交省)</p>	<p>○船舶の安全に関しては、国際海事機関(IMO)を中心に国際的な規則及び基準が定められており、我が国はIMOにおける議論に積極的に参画しております。平成28年11月に開催されたIMO会合においては、近年旅客フェリーの火災事故が多発していることが指摘され、今後IMOで旅客フェリーの火災安全に関する基準を見直すこととなり、我が国も国内の火災事例を踏まえた新しい火災対策を紹介するなどしていきます。また、平成29年1月には、極海特有の危険性を考慮した極海コード及び液化天然ガス(LNG)等の低引火点燃料を使用する船舶のための国際ガス燃料船コードの義務化等国際的な基準の改正に伴い、国内法令の整備を実施しました。(国交省)</p>
<p>○海難救助等においては、ヘリコプターを活用した機動救難体制により、迅速かつ的確に対応しています。また、搜索救助に関する合同訓練や机上訓練を定期的実施するとともに、漂流予測の精度向上に取り組みました。</p>	<p>○海難救助等においては、ヘリコプターを活用した機動救難体制により、迅速かつ的確に対応しています。また、搜索救助に関する合同訓練や机上訓練を定期的実施するとともに、漂流予測の精度向上に取り組みました。(国交省)</p>	<p>○海難救助等においては、ヘリコプターを活用した機動救難体制により、迅速かつ的確に対応しています。また、搜索救助に関する合同訓練や机上訓練を定期的実施するとともに、漂流予測の精度向上に取り組みました。(国交省)</p>	<p>○海上保安庁では、海難救助等に対する迅速かつ的確な対応を可能とするため、高性能化を図った巡視船艇・航空機の整備を推進するとともに、救助・救急体制の充実のため、特殊救難隊や全国各地に潜水士、機動救難士を配置しています。また、搜索救助に関する合同訓練や机上訓練を定期的実施するとともに、漂流予測の精度向上に取り組みました。(国交省)</p>
<p>○地方公共団体、漁業共同組合、港湾関係者等で構成する協議会等においては、海洋汚染、海上災害に迅速かつ的確に対応できるよう油防除訓練等を定期的実施しています。</p>	<p>○地方公共団体、漁業共同組合、港湾関係者等で構成する協議会等においては、海洋汚染、海上災害に迅速かつ的確に対応できるよう油防除訓練等を定期的実施しています。(国交省)</p>	<p>○地方公共団体、漁業共同組合、港湾関係者等で構成する協議会等においては、海洋汚染、海上災害に迅速かつ的確に対応できるよう油防除訓練等を定期的実施しています。(国交省)</p>	<p>○地方公共団体、漁業共同組合、港湾関係者等で構成する協議会等においては、海洋汚染、海上災害に迅速かつ的確に対応できるよう油防除訓練等を定期的実施しています。(国交省)</p>



<p>○海難の発生を未然に防止するため、船舶交通がふくそうする海域における海上交通センターのレーダー機能の強化及びシステムの二重化等の整備を実施しているほか、大規模災害発生時における船舶の安全かつ円滑な避難と被害の極小化、平時における船舶の管制信号待ちや渋滞の緩和のため、東京湾において海上交通管制業務の一元化を図ることとしています。また、災害発生時においても安定した海上輸送ルートを確認するため、航路標識の耐震補強等の整備を実施しています。</p>	<p>○海難の発生を未然に防止するため、船舶交通がふくそうする海域における海上交通センターのレーダー機能の強化及びシステムの二重化等の整備を実施しているほか、大規模災害発生時における船舶の安全かつ円滑な避難と被害の極小化に加えて、平時における船舶の管制信号待ちや渋滞の緩和のため、東京湾において海上交通管制業務の一元化を図ることとしています。また、災害発生時においても安定した海上輸送ルートを確認するため、航路標識の耐震補強等の整備を実施しています。(国交省)</p>	<p>○海難の発生を未然に防止するため、船舶交通がふくそうする海域における海上交通センターのレーダー機能の強化及びシステムの二重化等の整備を実施しているほか、大規模災害発生時における船舶の安全かつ円滑な避難と被害の極小化に加えて、平時における船舶の管制信号待ちや渋滞の緩和のため、東京湾において海上交通管制業務の一元化を図ることとしており、平成 27 年 8 月には、その一環として、京浜港横浜区における管制機能の強化を行いました。また、この一元的な海上交通管制とあわせて、津波等の非常災害が発生した場合に海上保安庁長官が船舶に対して移動命令を発出する制度等を盛り込んだ「海上交通安全法等の一部を改正する法律」が第 190 回国会(常会)において成立しました。さらに、災害発生時においても安定した海上輸送ルートを確認するため、航路標識の耐震補強等の整備を実施しています。(国交省)</p>	<p>○海難の発生を未然に防止するため、船舶交通がふくそうする海域における海上交通センターのレーダー機能の強化等の整備を実施しているほか、非常災害発生時における船舶の迅速かつ円滑な避難と被害の極小化に加えて、平時における渋滞の緩和と安全かつ効率的な運航の実現のため、東京湾において海上交通管制業務の一元化を図ることとしており、レーダー等所要の施設整備を実施しています。また、平成 28 年 5 月には、津波等の非常災害が発生した場合に海上保安庁長官が船舶に対して移動命令を発出する制度等を盛り込んだ「海上交通安全法等の一部を改正する法律」が第 190 回国会(常会)において成立しました。さらに、災害発生時においても海上輸送ルートの安全確保を図るため、航路標識の耐震補強等の整備を実施しています。(国交省)</p>
	<p>○民間団体・関係行政機関と緊密に連携し、海難防止講習会等を通じて海難防止思想の普及等を図るとともに、安全運航等に関する現場指導を行うなど、海難防止対策を推進しています。(国交省)</p>	<p>○民間団体・関係行政機関と緊密に連携し、海難防止講習会等を通じて海難防止思想の普及等を図るとともに、安全運航等に関する現場指導を行うなど、海難防止対策を推進しています。(国交省)</p>	<p>○民間団体・関係行政機関と緊密に連携し、海難防止講習会等の開催、船舶や遊泳者等に対する現場指導などを通じて海難防止思想の普及を図り、海難防止対策を推進しています。(国交省)</p>
<p>○船舶自動識別装置(AIS)を活用した航行安全情報の提供業務を継続して実施しているほか、事前登録されたメールアドレスに津波警報や航路標識の消灯等の緊急情報を電子メールで配信するサービスを実施しています。</p>	<p>○船舶自動識別装置(AIS)を活用した航行安全情報の提供業務を継続して実施しているほか、事前登録されたメールアドレスに津波警報や航路標識の消灯等の緊急情報を電子メールで配信するサービスを実施しています。(国交省)</p>	<p>○船舶自動識別装置(AIS)を活用した航行安全情報の提供業務を継続して実施しています。(国交省)</p>	<p>○船舶自動識別装置(AIS)を活用した航行安全情報の提供業務を継続して実施しています。(国交省)</p>
		<p>○「海の安全情報」として、気象・海象の現況、海上工事の状況等の情報をウェブサイト等において提供しているほか、事前登録されたメールアドレスに津波警報や避難勧告等の緊急情報を電子メールで配信するサービスを実施しています。(国交省)</p>	<p>○「海の安全情報」として、広く国民に対し、気象・海象の現況、海上工事の状況等の情報をウェブサイト等において提供しているほか、事前登録されたメールアドレスに津波警報や避難勧告等の緊急情報を電子メールで配信することで、海難を防止するための注意喚起・啓発を実施しています。また、平成 27 年に発生した海難死亡事故を受け、平成 28 年 8 月からは、新たに、「竜巻注意情報」等の情報の提供を開始し、一層の海難防止を図っています。(国交省)</p>

	<p>○外国船舶の海難防止対策の一環として、英語で表記した紙海図及び水路誌を刊行しているほか、ふくそう海域における航法の理解を促進するため、交通ルールを英語で記載した我が国初のルーティングガイド（伊勢湾）を平成 27 年 3 月 5 日に刊行しました。（国交省）</p>	<p>○外国人船員が乗る船舶の海難防止対策の一環として、英語で表記した紙海図及び水路誌を刊行しているほか、ふくそう海域における航法の理解を促進するため、交通ルールを英語で記載した我が国初のルーティングガイド（伊勢湾）を平成 27 年 3 月に、同年 7 月にはルーティングガイド（東京湾）、平成 28 年 3 月にはルーティングガイド（瀬戸内海）を刊行しました。（国交省）</p>	<p>○外国人が運航する船員が乗る船舶の海難防止対策の一環として、英語のみで表記した紙海図及び水路誌を刊行しているほか、ふくそう海域における航法の理解を促進するため、法令やそれに対応する地理的位置関係を体系的に表示したマリナーズルーティングガイドを東京湾、伊勢湾、瀬戸内海の 3 海域を刊行しています。（国交省）</p>
	<p>○船舶が安全な航海を行うために必要な情報や、航海用海図・水路誌等の内容を常に最新に維持するための情報を、水路通報及び管区水路通報としてインターネット等により提供しています。また、航海中の船舶に対して緊急に周知する必要がある情報については、海上保安庁が運用している通信施設のほか衛星通信、インターネット、ラジオ、漁業無線といった様々な媒体により航行警報として幅広く情報提供しています。さらに、平成 26 年 6 月 18 日からは、これらの文字情報を地図上に図示したビジュアル情報をインターネットで提供しています。（国交省）</p>	<p>○船舶が安全な航海を行うために必要な情報や、航海用海図・水路誌等の内容を常に最新に維持するための情報を、水路通報及び管区水路通報としてインターネット等により提供しています。また、航海中の船舶に対して緊急に周知する必要がある情報については、海上保安庁が運用している通信施設のほか衛星通信、インターネット、ラジオ、漁業無線といった様々な媒体により航行警報として幅広く情報提供しています。さらに、利用者が視覚的に容易に危険海域を把握できるよう、地図上に表示したビジュアル情報を提供しています。（国交省）</p>	<p>○船舶が安全な航海を行うために必要な情報や、航海用海図・水路誌等の内容を常に最新に維持するための情報を、水路通報及び管区水路通報としてインターネット等により提供しています。また、航海中の船舶に対して緊急に周知する必要がある情報については、海上保安庁が運用している通信施設のほか衛星通信、インターネット、ラジオ、漁業無線といった様々な媒体により航行警報として幅広く情報提供しています。さらに、利用者が視覚的に容易に危険海域を把握できるよう、地図上に表示したビジュアル情報を提供しています。（国交省）</p>
<p>○海況に関する情報を海洋速報としてインターネットにより提供するほか、狭水道における潮流の観測体制の強化として、来島海峡にライブカメラ及び灯浮標に流速計を設置し潮流観測を行うとともに、潮流シミュレーションを作成しました。</p>	<p>○海況に関する情報を海洋速報としてインターネットにより提供するほか、狭水道における潮流の情報提供体制を構築し、来島海峡の潮流シミュレーション情報を提供しています。（国交省）</p>	<p>○海況に関する情報を海洋速報としてインターネットにより提供するほか、来島海峡の潮流シミュレーション情報を提供しています。（国交省）</p>	<p>○海況に関する情報を海洋速報としてインターネットにより提供するほか、来島海峡の潮流シミュレーション情報を提供しています。（国交省）</p>
<p>○SOLAS 条約、MARPOL 条約等の国際条約に定められた義務・役割を適正に果たし、適切な船舶検査及びポート・ステート・コントロール（PSC）実施体制を確保するため、PSC 官の増員を継続的に実施しています。</p>	<p>○SOLAS 条約、MARPOL 条約等の国際条約に定められた義務・役割を適正に果たし、適切な船舶検査及びポート・ステート・コントロール（PSC）実施体制を確保するため、PSC 官の増員を継続的に実施しています。（国交省）</p>	<p>○SOLAS 条約、MARPOL 条約等の国際条約に定められた義務・役割を適正に果たすために必要な、船舶検査及びポート・ステート・コントロール（PSC）実施体制を整備するとともに、船舶検査官、運航労務監理官及び外国船舶監督官の教育訓練等を実施しています。（国交省）</p>	<p>○SOLAS 条約、MARPOL 条約等の国際条約に定められた義務・役割を適正に果たすために必要な、船舶検査及びポート・ステート・コントロール（PSC）実施体制を整備するとともに、船舶検査官、運航労務監理官及び外国船舶監督官の教育訓練等を実施しています。（国交省）</p>
<p><b>(3) 海洋由来の自然災害への対応</b></p>	<p><b>(3) 海洋由来の自然災害への対応</b></p>	<p><b>(3) 海洋由来の自然災害への対応</b></p>	<p><b>(3) 海洋由来の自然災害への対応</b></p>
<p>○「南海トラフの巨大地震モデル検討会」及び「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」において、南海トラフ巨大地震による津波高や浸水域等を推計し、津波による人的被害・建物被害の想定等を行い、平成 25 年 5 月、南海トラフ巨大地震への対策等を具体的に示した最終報告をとりまとめました。</p>			

<p>○また、平成 26 年 3 月には、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づく「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」を中央防災会議において決定しました。この計画では、南海トラフ地震防災対策の基本的な方針やそれに基づく基本的な施策、さらには各施策に係る具体目標及びその達成期間等について定めています。</p>			
<p>○設計外力を超えた津波に対し、津波が天端を越流した場合でも堤防の効果が粘り強く発揮できるような構造の海岸堤防、防波堤等の整備を推進しました。特に海岸堤防等については、「緑の防潮堤」をモデル的に整備しました。</p>	<p>○設計外力を超えた津波に対し、津波天端(てんば)を越流した場合でも堤防の効果が粘り強く発揮できるような構造の海岸堤防、防波堤等の整備を推進しました。平成 26 年 6 月に改正海岸法が成立し、施設と一体的に設置された根固工又は樹林(「緑の防潮堤」)等の「粘り強い構造」の堤防等を法律上明確に位置付けられ、一層の整備を推進しました。(国交省)</p>	<p>○平成 26 年 6 月に海岸法が改正され、設計外力を超えた津波に対し、津波が堤防を越流した場合でも堤防の効果が粘り強く発揮できるような構造(「緑の防潮堤」を含む)の海岸堤防、防波堤等を法律上明確に位置付け、一層の整備を推進しました。(農水省、国交省)</p>	<p>○平成 26 年 6 月に海岸法が改正され、設計外力を超えた津波に対し、津波が堤防を越流した場合でも堤防の効果が粘り強く発揮できるような構造(「緑の防潮堤」を含む)の海岸堤防、防波堤等を法律上明確に位置付け、一層の整備を推進しました。(農水省、国交省)</p>
<p>○海岸における水門・陸閘等については、平成 25 年 4 月に「津波・高潮対策における水門・陸閘等管理システムガイドライン」の改訂及び「水門・陸閘等の整備・管理のあり方(提言)」をとりまとめ、これらを踏まえ、水門・陸閘等の自動化・遠隔操作化の推進及び効果的な管理運用を進めました。</p>	<p>○海岸における水門・陸閘等については、平成 25 年 4 月に「津波・高潮対策における水門・陸閘等管理システムガイドライン」の改訂及び「水門・陸閘等の整備・管理のあり方(提言)」をとりまとめ、これらを踏まえ、水門・陸閘等の自動化・遠隔操作化の推進及び効果的な管理運用を進めました。平成 26 年 6 月に改正海岸法が成立し、水門・陸閘等の操作方法、訓練等に関する操作規則等の策定を義務付けられるとともに、現場操作員の安全を最優先とした操作・退避ルール等の策定指針をとりまとめるなど、水門・陸閘等の効果的な管理運用を進めました。(第 1 部 3 参照)(国交省)</p>	<p>○海岸における水門・陸閘等については、平成 26 年 6 月に海岸法が改正され、水門・陸閘等の操作方法、訓練等に関する操作規則等の策定を義務付けられるとともに、現場操作員の安全を最優先とした操作・退避ルール等の策定指針等を盛り込んで「津波・高潮対策における水門・陸閘等管理システムガイドライン」を平成 27 年 4 月に改訂し、水門・陸閘等の自動化・遠隔操作化の推進及び効果的な管理運用を進めました。さらに、操作・退避ルールを現場操作員にまで確実に浸透させるための取組等について検討を進めました。(農水省、国交省)</p>	<p>○海岸における水門・陸閘等については、安全かつ、迅速・確実に現場操作員が操作・退避できるよう「津波・高潮対策における水門・陸閘等管理システムガイドライン」を平成 28 年 4 月に補訂しました。また、現場作業員の安全を確保し、確実に閉鎖等を行うため、水門・陸閘等の自動化・遠隔操作化を推進しました。(農水省、国交省)</p>
<p>○平成 23 年度に成立した「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき、将来起こりうる津波災害の防止・軽減のため、都道府県の「津波浸水想定」の設定や「津波災害警戒区域等」の指定等の支援を行い、ハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重防御」による「津波防災地域づくり」を推進しました。また、高潮・高波による浸水被害の軽減を図るため、うち上げ高予報の実現に向けた、波浪やうち上げ高の観測及びうちあげ高予測システムの技術開発を推進しました。</p>	<p>○平成 23 年度に成立した「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき、将来起こりうる津波災害の防止・軽減のため、都道府県の「津波浸水想定」の設定や「津波災害警戒区域等」の指定等の支援を行い、ハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重防御」による「津波防災地域づくり」を推進しました。また、高潮・高波による浸水被害の軽減を図るため、うち上げ高予報の実現に向けた、波浪やうち上げ高の観測及びうちあげ高予測システムの技術開発を推進しました。(国交省)</p>	<p>○平成 23 年度に成立した「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき、将来起こりうる津波災害の防止・軽減のため、都道府県の「津波浸水想定」の設定や「津波災害警戒区域等」の指定等の支援を行い、ハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重防御」による「津波防災地域づくり」を推進しました。(国交省)</p>	<p>○平成 23 年度に成立した「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき、将来起こりうる津波災害の防止・軽減のため、都道府県の「津波浸水想定」の設定や「津波災害警戒区域等」の指定等の支援を行いました。(国交省)</p>

		<p>○平成 27 年 5 月に水防法が改正され、想定し得る最大規模の高潮に対する避難体制等の充実・強化を図るため、高潮に係る水位周知海岸及び高潮浸水想定区域の指定制度等を創設しました。また、高潮・高波による浸水被害の軽減を図るため、うち上げ高予報の実現に向けた、波浪やうち上げ高の観測及びうち上げ高予測システムの技術開発を推進しました。(農水省、国交省)</p>	<p>○平成 27 年 5 月に水防法が改正され、想定し得る最大規模の高潮に対する避難体制等の充実・強化を図るため、高潮浸水想定区域の指定を促進しました。(農水省、国交省)</p>
<p>○巨大海底地震・津波への対応については、東南海地震の想定震源域に敷設した海底ネットワークシステムを運用するとともに、南海地震の想定震源域にもより広範囲に海底ネットワークシステムを構築するため、ケーブル敷設予定海域の事前調査を実施し、基幹ケーブルの一部敷設を行いました。また、日本海溝海底地震津波観測網の整備に向けて、ケーブル敷設予定海域の事前調査を実施するとともに、千葉県房総沖で海底ケーブルの敷設を行いました。地震・津波観測監視システム 2 期 (DONET2) の構築位置について、昨年度に実施した構築予定海域の事前調査結果により、海底ケーブル敷設ルートと観測点構築位置を決定し、その工事に着手しました。</p>	<p>○巨大海底地震・津波への対応については、南海トラフの巨大地震の想定震源域 (紀伊半島沖) に敷設した地震・津波観測監視システム (DONET1) を運用するとともに、同震源域 (紀伊水道沖) にもより広範囲に同システム (DONET2) を構築するため、基幹ケーブルの敷設を完了するとともに、一部観測機器の設置を行いました。また、日本海溝海底地震津波観測網 (S-net) の整備に向けて、千葉県房総沖に続いて、青森県沖、岩手県沖、宮城県北部沖で海底ケーブルと海底地震津波計の敷設を行いました。(文科省、国交省)</p>	<p>○海溝型巨大地震・津波への対応については、南海トラフ巨大地震の想定震源域 (紀伊半島沖) に敷設した地震・津波観測監視システム (DONET1) を運用するとともに、同じく想定震源域である潮岬沖から室戸岬沖への同システム (DONET2) の敷設を完了し、運用を開始しました。また、日本海溝海底地震津波観測網 (S-net) の整備に向けて、千葉県房総沖、岩手県沖、青森県沖に続いて、茨城県沖、福島県沖、宮城県沖、北海道沖で海底ケーブルと海底地震計・津波計の敷設を行いました。加えて、これらの観測網から得られたデータの活用を進め緊急地震速報や津波観測情報の発表の迅速化等に取り組んでいます。(文科省、国交省)</p>	<p>○海溝型巨大地震・津波への対応については、南海トラフ巨大地震の想定震源域のうち、紀伊半島沖に敷設した地震・津波観測監視システム (DONET1) 及び潮岬沖から室戸岬沖に敷設した同システム (DONET2) を運用しています。また、日本海溝海底地震津波観測網 (S-net) は、北海道沖から千葉県房総沖における海底ケーブルと海底地震計・津波計の敷設が完了し、運用を開始しました。これらの観測網から得られたデータは、S-net の海溝軸外側に敷設した部分を除き、津波警報等の更新や沖合の津波観測に関する情報の発表に活用しています。また、これらのデータを緊急地震速報の発表の迅速化に活用するための検討を進めています。(文科省、国交省)</p>
<p>○船舶、沿岸の安全を確保するため、海洋気象観測船、漂流型海洋気象ブイ、沿岸波浪計、潮位計、衛星等を用いた観測、解析を通じた地域特性の把握及び地域特性を踏まえた高潮・波浪モデル等の予測技術の改良等を行い、高潮・高波に関する防災情報の提供等を引き続き実施するほか、海上予報・警報の発表、気象無線模写通報 (JMH) 等を実施するとともに、台風予報の精度の向上に取り組みました。</p>	<p>○船舶、沿岸の安全を確保するため、海洋気象観測船、漂流型海洋気象ブイ、沿岸波浪計、潮位計、衛星等を用いた観測、解析を通じた地域特性の把握及び地域特性を踏まえた高潮・波浪モデル等の予測技術の改良等を行い、高潮・高波に関する防災情報の提供等を引き続き実施するほか、海上予報・警報の発表、気象無線模写通報 (JMH) 等を実施するとともに、台風予報の精度の向上に取り組みました。(国交省)</p>	<p>○船舶、沿岸の安全を確保するため、海洋気象観測船、漂流型海洋気象ブイ、沿岸波浪計、潮位計、衛星等を用いた観測、解析を通じた地域特性の把握及び地域特性を踏まえた高潮・波浪モデル等の予測技術の改良等を行い、高潮・高波に関する防災情報の提供等を引き続き実施するほか、海上予報・警報の発表、気象無線模写通報 (JMH) 等を実施するとともに、台風予報の精度の向上に取り組みました。(国交省)</p>	<p>○船舶、沿岸の安全を確保するため、海洋気象観測船、漂流型海洋気象ブイ、沿岸波浪計、潮位計、衛星等を用いた観測、解析を通じた地域特性の把握及び地域特性を踏まえた高潮・波浪モデル等の予測技術の改良等を行い、高潮・高波に関する防災情報の提供等を引き続き実施するほか、海上予報・警報の発表、気象無線模写通報 (JMH) 等を実施するとともに、台風予報の精度の向上に取り組みました。(国交省)</p>

<p>○気象庁では、平成 23 年東北地方太平洋沖地震での甚大な津波被害を受け、津波警報の課題とその改善策について有識者、防災関係機関等による勉強会・検討会を開催して検討を行い、マグニチュード 8 を超えるような巨大地震による津波に対しても適切な警報を発表するとともに、簡潔な表現で避難を促す改善を実施した新しい津波警報の運用を平成 25 年 3 月 7 日から行っています。</p>	<p>○気象庁では、平成 23 年東北地方太平洋沖地震での甚大な津波被害を受け、津波警報の課題とその改善策について有識者、防災関係機関等による勉強会・検討会を開催して検討を行い、マグニチュード 8 を超えるような巨大地震による津波に対しても適切な警報を発表するとともに、簡潔な表現で避難を促す改善を実施した新しい津波警報の運用を平成 25 年 3 月から行っています。(国交省)</p>	<p>○気象庁では、平成 23 年東北地方太平洋沖地震での甚大な津波被害を受け、津波警報等の課題とその改善策について有識者、防災関係機関等による勉強会・検討会を開催して検討を行い、マグニチュード 8 を超えるような巨大地震による津波に対しても適切な警報等を発表するとともに、簡潔な表現で避難を促す改善を実施した新しい津波警報等の運用を平成 25 年 3 月から行っています。更に、沖合の津波観測資料から初期の水位分布を推定し沿岸の津波高を予測する新たな手法の導入に取り組んでいます。(国交省)</p>	<p>○気象庁では、平成 23 年東北地方太平洋沖地震での甚大な津波被害を受け、津波警報等の課題とその改善策について有識者、防災関係機関等による勉強会・検討会を開催して検討を行い、マグニチュード 8 を超えるような巨大地震による津波に対しても適切な警報等を発表するとともに、簡潔な表現で避難を促す改善を実施した新しい津波警報等の運用を平成 25 年 3 月から行っています。更に、沖合の津波観測データから初期の水位分布を推定し沿岸の津波高を予測する新たな手法の導入に取り組んでいます。(国交省)</p>
		<p>○東日本大震災における大津波により多くの船舶被害等が発生したこと等を踏まえ、平成 26 年 3 月、津波避難マニュアルを作成するための手引きを作成し、船舶運航事業者における津波避難マニュアル作成を促進するため、必要な支援を行っています。(国交省)</p>	<p>○東日本大震災における大津波により発生した船舶被害等を踏まえ、船舶津波避難対策として、平成 26 年より事業者における船舶津波避難マニュアルの作成促進を行っております。中小規模事業者や外航船舶における津波避難対策促進のため平成 28 年 7 月に新たな様式「津波対応シート」、9 月には同外国語版を公表しました。また、マニュアルに関する説明会等を行うとともに、策定したマニュアルに基づく訓練の実施、マニュアルの見直しについても指導する等、引き続き必要な支援を行っています。(国交省)</p>
			<p>○津波発生時の船舶の避難計画策定を支援するため、南海トラフ地震および首都直下地震による津波の被害が予想される地域について、港湾等における津波の挙動を予測した津波防災情報図を作成し提供しています。(国交省)</p>

「10 離島の保全等」に関する年次報告における記述

【平成 26 年度】	【平成 27 年度】	【平成 28 年度】	【平成 29 年度】
(1) 離島の保全・管理	(1) 離島の保全・管理	(1) 離島の保全・管理	(1) 離島の保全・管理
<p>○平成 22 年 6 月に施行された「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律」(以下「低潮線保全法」という。)に基づき指定された、低潮線保全区域(排他的経済水域等の限界を画する基礎となる低潮線の保全が必要な海域)について、区域内の海底の掘削等の行為規制の実施、低潮線保全区域における行為規制を周知するための看板の設置、衛星画像や防災ヘリコプター等を活用し、低潮線及びその周辺状況の人為</p>	<p>○&lt;3 (1) 再掲&gt;平成 22 年 6 月に施行された「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律」(以下「低潮線保全法」という。)に基づき指定された、低潮線保全区域(排他的経済水域等の限界を画する基礎となる低潮線の保全が必要な海域)について、区域内の海底の掘削等の行為規制の実施、低潮線保全区域における行為規制を周知するための看板の設置、衛星画像や防災ヘリコプター等を活用し、低潮線及びその周辺状況</p>	<p>○&lt;第 2 部 3(1)再掲&gt;平成 22 年 6 月に施行された「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律」(以下「低潮線保全法」という。)に基づき指定された、低潮線保全区域(排他的経済水域等の限界を画する基礎となる低潮線の保全が必要な海域)について、区域内の海底の掘削等の行為規制の実施、低潮線保全区域における行為規制を周知するための看板の設置、衛星画像や防災ヘリコプター等を活用し、低潮線及びその周辺状況</p>	<p>○&lt;第 2 部 3 (1) 再掲&gt;平成 22 年 6 月に施行された「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律」(以下「低潮線保全法」という。)に基づき指定された、低潮線保全区域(排他的経済水域等の限界を画する基礎となる低潮線の保全が必要な海域)について、区域内の海底の掘削等の行為規制の実施、低潮線保全区域における行為規制を周知するための看板の設置、衛星画像や防災ヘリコプター等を活用し、低潮線及びその周辺状況</p>

<p>的な損壊や自然侵食等の状況調査・巡視等を実施しました。これまでのところ、低潮線保全区域内における制限行為及び地形変化は確認されていません。</p>	<p>況の人為的な損壊や自然侵食等の状況調査・巡視等を実施しました。平成 26 年度末時点で、噴火活動状況を調査中の西之島を除き、低潮線保全区域内における制限行為及び地形変化は確認されていません。(内閣官房、国交省)</p>	<p>その周辺状況の人為的な損壊や自然侵食等の状況調査・巡視等を実施しました。平成 27 年 3 月末時点で、噴火活動状況を調査中の西之島を除き、低潮線保全区域内における制限行為及び地形変化は確認されていません。(内閣官房、国交省)</p>	<p>人為的な損壊や自然侵食等の状況調査・巡視等を実施しました。現時点で、噴火活動のあった西之島を除き、低潮線保全区域内における制限行為及び地形変化は確認されていません。(内閣官房、国交省)</p>
<p>○低潮線保全法に基づき、特定離島において排他的経済水域等の保全及び利用に関する活動の拠点として、特定離島港湾施設の建設を、南鳥島では平成 22 年に、沖ノ鳥島では平成 23 年に着手し、引き続き整備を実施しております。</p>	<p>○&lt;3 (2) 再掲&gt;低潮線保全法に基づき、特定離島(南鳥島及び沖ノ鳥島)において、排他的経済水域等の保全及び利用に関する活動の拠点として、船舶の係留・停泊、荷さばき等が可能となる特定離島港湾施設の整備(南鳥島では平成 22 年に、沖ノ鳥島では平成 23 年に着手)を進めています。(国交省)</p>	<p>○&lt;第 2 部 3(3)再掲&gt;低潮線保全法に基づき、特定離島(南鳥島及び沖ノ鳥島)において、排他的経済水域等の保全及び利用に関する活動の拠点として、船舶の係留・停泊、荷さばき等が可能となる特定離島港湾施設の整備(南鳥島では平成 22 年に、沖ノ鳥島では平成 23 年に着手)するとともに、国による管理体制の構築を図っています。(国交省)</p>	<p>○&lt;第 2 部 3 (3) 再掲&gt;低潮線保全法に基づき、特定離島(沖ノ鳥島及び南鳥島)において、排他的経済水域等の保全及び利用に関する活動の拠点として、船舶の係留、停泊、荷さばき等が可能となる特定離島港湾施設を整備(南鳥島では平成 22 年に、沖ノ鳥島では平成 23 年に着手)するとともに、国による港湾の管理を実施しています。(国交省)</p>
<p>○特定離島において、産官学が連携した海洋関連技術開発を推進するため、まずは南鳥島を対象として、民間企業、研究機関等に対し、技術開発の意向を募集した。</p>	<p>○特定離島において、産官学が連携した海洋関連技術開発を推進するため、まずは南鳥島を対象として、民間企業、研究機関等が行う技術開発課題を公募により決定するとともに、技術開発実施基本計画を策定しました。(内閣官房、国交省)</p>	<p>○特定離島において、産官学が連携した海洋関連技術開発を推進するため、まずは南鳥島を対象として、民間企業、研究機関等が行う技術開発課題を公募により決定し、技術開発実施基本計画を策定し、平成 27 年度より現地における技術開発を開始しました。(内閣官房、国交省)</p>	<p>○特定離島において、産官学が連携した海洋関連技術開発を推進するため、まずは南鳥島を対象として、民間企業、研究機関等が行う技術開発課題を公募により決定し、技術開発実施基本計画を策定し、平成 27 年度から現地における技術開発を開始しました。(内閣官房、国交省)</p>
<p>○沖ノ鳥島については、小島を防護する護岸コンクリートの損傷の点検やひび割れの補修等を継続実施するとともに、恒久的かつ安定的な国土の保全を図るための島の保全対策等の検討を実施しました。</p>	<p>○&lt;3 (2) 再掲&gt;沖ノ鳥島については、小島を防護する護岸コンクリートの損傷の点検やひび割れの補修等を継続実施するとともに、恒久的かつ安定的な国土の保全を図るための島の保全対策等の検討をしています。(国交省)</p>	<p>○&lt;第 2 部 3(2)再掲&gt;沖ノ鳥島については、小島を防護する護岸コンクリートの損傷の点検やひび割れの補修等を継続実施するとともに、恒久的かつ安定的な国土の保全を図るための島の保全対策等の検討をしています。(国交省)</p>	<p>○&lt;第 2 部 3 (3) 再掲&gt;沖ノ鳥島については、小島を防護する護岸コンクリートの損傷の点検やひび割れの補修等を継続実施するとともに、恒久的かつ安定的な国土の保全を図るための島の保全対策等の検討をしています。(国交省)</p>
<p>○平成 21 年 12 月に総合海洋政策本部決定された「海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針」に基づき、領海の外縁を根拠付ける離島について、保全・管理を適切に行うとともに国民の理解に資するため、地図・海図に名称の記載がない離島へ名称を付与する予定であり、これに向けた作業を進めました。また、土地所有状況を把握するため、登記簿や国有財産台帳により、調査を進めました。さらに、島に付与する地理識別子(地物を一意に識別することができるコード)については、国土地理院にて引き続き検討を行いました。</p>	<p>○平成 21 年 12 月に総合海洋政策本部決定された「海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針」に基づき、領海の外縁を根拠付ける離島について、保全・管理を適切に行うとともに国民の理解に資するため、平成 26 年 8 月 1 日、地図・海図に名称の記載がない 158 の離島へ名称を付与しました。また、土地所有状況を把握するため、登記簿や国有財産台帳により、調査を進めました。さらに、島に付与する地理識別子(地物を一意に識別することができるコード)については、国土地理院にて引き続き検討を行いました。(内閣官房、国交省)</p>	<p>○平成 21 年 12 月に総合海洋政策本部決定された「海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針」に基づき、領海の外縁を根拠付ける離島について、名称を付与し、保全・管理を適切に行いました。さらに、島に付与する地理識別子(地物を一意に識別することができるコード)の検討を行い、領海の外縁を根拠付ける離島に地理識別子を付与しました。また、土地所有状況を把握するため、登記簿や国有財産台帳により、調査を進めました。(内閣官房、国交省)</p>	<p>○「海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針」(平成 21 年 12 月総合海洋政策本部決定、平成 27 年 6 月改定、平成 28 年 7 月改定。以下「離島の基本方針」という。)に基づき、平成 28 年 7 月に領海及び排他的経済水域を保全するうえで国境離島が果たす重要な役割や法令、予算といった基礎情報を掲載した国境離島 WEB ページを開設しました。(内閣官房)</p>

<p>○離島の保全・管理に資するため、ペヨネース列岩（東京都八丈支庁）において三角点設置を実施しました。また、電子基準点を設置している沖ノ鳥島、南鳥島等において位置決定及び地殻変動監視のための観測、施設の維持管理を実施しました。</p>	<p>○離島の保全・管理に資するため、南硫黄島（東京都小笠原村）において三角点設置を実施しました。また、電子基準点を設置している沖ノ鳥島、南鳥島等において位置決定及び地殻変動監視のための観測、施設の維持管理を実施しました。（国交省）</p>	<p>○離島の保全・管理に資するため、銭洲（東京都神津島村）において三角点設置を実施しました。また、電子基準点を設置している沖ノ鳥島、南鳥島等において位置決定及び地殻変動監視のための観測、施設の維持管理を実施しました。（国交省）</p>	<p>○離島の保全・管理に資するため、西之島（東京都小笠原村）、須美寿島（東京都）において三角点設置を実施しました。また、電子基準点を設置している沖ノ鳥島、南鳥島等において位置決定及び地殻変動監視のための観測、施設の維持管理を実施しました。（国交省）</p>
<p>○色丹島、択捉島について、平成 24、25 年度に 2 万 5 千分 1 地形図 47 面の作成作業を行い、地理院地図（電子国土 Web）で公開しました。2 万 5 千分 1 地形図（印刷図）については、平成 26 年度の刊行を予定しています。</p>	<p>○色丹島、択捉島について、平成 24、25 年度に 2 万 5 千分 1 地形図 47 面の作成作業を行い、地理院地図（電子国土 Web）で公開し、平成 26 年度に 2 万 5 千分 1 地形図（印刷図）を刊行しました。（国交省）</p>		
<p>○奄美群島や小笠原諸島等の離島の貴重な生態系等を適切に保全・管理するため、奄美大島・沖縄島北部地域において、マングースの捕獲による防除事業、小笠原諸島においてグリーンアノール等の捕獲等による防除事業を継続して実施しました。</p>	<p>○奄美群島や小笠原諸島等の離島の貴重な生態系等を適切に保全・管理するため、奄美大島・沖縄島北部地域におけるマングース、小笠原諸島におけるグリーンアノール等の外来種の防除事業を継続して実施しました。（環境省）</p>	<p>○奄美群島や小笠原諸島等の離島の貴重な生態系等を適切に保全・管理するため、奄美大島・沖縄島北部地域におけるマングース、小笠原諸島におけるグリーンアノール等の外来種の防除事業や、絶滅のおそれのある種の保護増殖事業を継続して実施しました。（環境省）</p>	<p>○奄美群島や小笠原諸島等の離島の貴重な生態系等を適切に保全・管理するため、奄美大島・沖縄島北部地域におけるマングース、小笠原諸島におけるグリーンアノール等の外来種の防除事業や、絶滅のおそれのある種の保護増殖事業を継続して実施しました。（環境省）</p>
<p>○いわゆる国境離島の重要性の高まりを踏まえ、海洋政策担当大臣の下に、「国境離島の保全、管理及び振興のあり方に関する有識者懇談会」が開催され、平成 25 年 6 月に、領海の外縁を根拠付ける低潮線を有する離島を対象として、中間提言がとりまとめられました。また、引き続き、最終提言に向けた検討が行われています。</p>	<p>○いわゆる国境離島の重要性の高まりを踏まえ、海洋政策担当大臣の下に、「国境離島の保全、管理及び振興のあり方に関する有識者懇談会」を設置し、平成 26 年 6 月 30 日に、領海の外縁を根拠付ける低潮線を有する離島を対象として、最終提言をとりまとめました。（内閣官房）</p>	<p>○「海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針」（平成 21 年 12 月総合海洋政策本部決定）から概ね 5 年が経過したこと、26 年 6 月に「国境離島の保全、管理及び振興のあり方に関する有識者懇談会」の最終提言がとりまとめられたこと等を踏まえて、27 年 6 月に開催された第 13 回総合海洋政策本部会合において、「海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針」を決定しました。新たな基本方針では、我が国の領域保全や管轄海域の管理を行うための体制の強化や、国庫に帰属することが新たに判明した離島の土地の国有財産としての登録などが施策として追加されました。我が国の領海等の管轄海域の根拠となる離島の保全・管理の重要性に鑑み、関係省庁と連携を図りながら、諸施策の推進を図っています。（内閣官房等）</p>	<p>○離島の基本方針に基づき、我が国の領海基線を有する無人離島 431 島のうち、無主の離島 273 島について、国有財産としての登録等を進めて来たところです。この度、当該離島を所管することとなった省庁において、平成 29 年 3 月に、国有財産台帳への登載は終了し、不動産登記は、更に詳細な所在の確認が必要な離島を除き、登記の囑託を終了しました。（内閣官房等）</p>
			<p>○平成 28 年 4 月に「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」（平成 28 年法律第 33 号。）が議員立法で成立したことを受け、平成 28 年 7 月の第 15 回総合海洋政策本部会合にて、離島の基本方針を改訂しました。また、平成 29 年 4 月に有人国境離島法が施行され、継続的な居住が可能となる環境の整備を図ることが特に必要となる特定有人国境離島地域</p>

			に係る地域社会の維持に関し、国費 50 億円の新たな交付金等、関連施策の予算の執行により、関係都道府県等が実施する航路・航空路の住民運賃の低廉化等の取組を支援しています。(内閣官房等)
<b>(2) 離島の振興</b>	<b>(2) 離島の振興</b>	<b>(2) 離島の振興</b>	<b>(2) 離島の振興</b>
○平成 25 年度には、新たに離島におけるソフト事業を国が支援し、雇用の拡大や交流人口の増加等にもつなげる離島のさらなる自立的発展を促進するための制度として、離島活性化交付金事業を創設し、雇用拡大等の定住促進、観光の推進等による交流の拡大促進及び安全・安心な定住条件の整備強化の取組等を支援しました。また、離島流通効率化事業を通じて、離島の流通効率化に効果のある施設の整備又は機材の導入に対して支援を行いました。	○平成 25 年度から施行された改正離島振興法を踏まえ、定住の促進を図るため創設した離島活性化交付金を活用し、海上輸送費の軽減等戦略産業の育成による雇用拡大等の定住促進、観光の推進等による交流の拡大促進、安全・安心な定住条件の整備強化等の取組の支援を行い、離島の自立的発展を促進しています。(国交省)	○平成 25 年度から施行された改正離島振興法を踏まえ、定住の促進を図るため創設した離島活性化交付金を活用し、海上輸送費の軽減等戦略産業の育成による雇用拡大等の定住促進、観光の推進等による交流の拡大促進、安全・安心な定住条件の整備強化等の取組の支援を行い、離島の自立的発展を促進しています。(国交省)	○平成 25 年度から施行された改正離島振興法を踏まえ、定住の促進を図るため創設した離島活性化交付金を活用し、海上輸送費の軽減等戦略産業の育成による雇用拡大等の定住促進、観光の推進等による交流の拡大促進、安全・安心な定住条件の整備強化等の取組の支援を行い、離島の自立的発展を促進しています。(国交省)
○平成 26 年 3 月に奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法が 5 年間延長されるとともに、法の目的に「定住の促進」の追加、地域の自主的な取組を支援するための交付金(奄美群島)及び産業振興促進計画認定制度の創設を行いました。(※)	○平成 26 年 5 月 7 日に奄美群島振興開発基本方針、同年 5 月 28 日に小笠原諸島振興開発基本方針を策定し、それぞれの地域における振興開発の意義及び方向を示すとともに、航路・航空路運賃通減事業(奄美群島)、本土と小笠原を結ぶ唯一の定期交通手段である「おがさわら丸」の代替船整備(小笠原諸島)等、地方公共団体が行う振興開発施策に対する支援を行いました。(国交省)	○平成 26 年度に策定した奄美群島振興開発基本方針及び小笠原諸島振興開発基本方針に示された各地域における振興開発の意義及び方向に基づき、航路・航空路運賃通減事業(奄美群島)、本土と小笠原を結ぶ唯一の定期交通手段である「おがさわら丸」の代替船整備(小笠原諸島)など、地方公共団体が行う振興開発施策に対する支援を行いました。(国交省)	○平成 26 年度に策定した奄美群島振興開発基本方針及び小笠原諸島振興開発基本方針に示された各地域における振興開発の意義及び方向に基づき、航路・航空路運賃軽減事業(奄美群島)、本土と小笠原を結ぶ唯一の定期交通手段である「おがさわら丸」の代替船整備(小笠原諸島)など、地方公共団体が行う振興開発施策に対する支援を行いました。(国交省)
○平成 25 年 11 月に「アイランダー2013」(全国の島々が集まる祭典)として、離島と都市の総合交流を推進するため、離島住民の参加を得て、大規模な交流イベントを開催し、島での漁業体験や自然体験などのメニューや島で暮らすための職や住まいの情報提供、島の特産品の展示、伝統工芸体験、伝統芸能の紹介等、島の魅力の PR を行いました。	○平成 26 年 11 月に「アイランダー2014」(全国の島々が集まる祭典)として、離島と都市の総合交流を推進するため、離島住民の参加を得て、大規模な交流イベントを東京都池袋サンシャインシティ文化会館にて開催し、島での漁業体験や自然体験などのメニューや島で暮らすための職や住まいの情報提供、島の特産品の展示、伝統工芸体験、伝統芸能の紹介等、島の魅力の PR を行いました。(国交省)	○平成 27 年 11 月に「アイランダー2015」(全国の島々が集まる祭典)として、離島と都市の総合交流を推進するため、離島住民の参加を得て、大規模な交流イベントを東京都池袋サンシャインシティ文化会館にて開催し、島での漁業体験や自然体験などのメニューや島で暮らすための職や住まいの情報提供、島の特産品の展示、伝統工芸体験、伝統芸能の紹介等、島の魅力の PR を行いました。(国交省)	○平成 28 年 11 月に「アイランダー2016」(全国の島々が集まる祭典)として、離島と都市の総合交流を推進するため、離島住民の参加を得て、大規模な交流イベントを東京都池袋サンシャインシティ文化会館にて開催し、島での漁業体験や自然体験などのメニューや島で暮らすための職や住まいの情報提供、島の特産品の展示、伝統工芸体験、伝統芸能の紹介等、島の魅力の PR を行いました。(国交省)
		○平成 28 年 3 月に東京にて「しまっちゃんぐ 2016」として、離島と企業を集め、特産品の販路拡大や新商品開発等に関する商談・交流会を開催し、離島と島外の企業等をつなぐ「マッチング」の場を提供し、離島の活性化につなげる取組を行いました。(国交省)	○離島と島外の企業等をつなぐ「マッチング」の場を提供し、離島の活性化につなげる「しまっちゃんぐ」の取組を行いました。平成 28 年 10 月に東京にて開催した「しまっちゃんぐ 2016(秋)」では 12 の離島地域と企業等が参加し、新商品開発や観光振興などについて商談・交流会を実施しました。(国交省)



○離島航路及び航空路の確保・維持については、「地域公共交通確保維持改善事業」において、離島航路及び航空路に関し、離島航路の運営費・離島航空路の運航費、島民向けの運賃割引等に対する支援を引き続き実施しました。	○離島航路及び航空路の確保・維持については、「地域公共交通確保維持改善事業」において、離島航路及び航空路に関し、離島航路の運営費・離島航空路の運航費、島民向けの運賃割引等に対する支援を引き続き実施しました。(国交省)	○離島航路及び航空路の確保・維持については、「地域公共交通確保維持改善事業」において、離島航路及び航空路に関し、離島航路の運営費・離島航空路の運航費、島民向けの運賃割引等に対する支援を引き続き実施しました。(国交省)	○離島航路及び航空路の確保・維持については、「地域公共交通確保維持改善事業」において、離島航路及び航空路に関し、離島航路の運営費・離島航空路の運航費、島民向けの運賃割引等に対する支援を引き続き実施しました。(国交省)
○離島における安全かつ安定的な航空輸送を確保するため、老朽化対策等の事業を引き続き実施しました。	○離島における安全かつ安定的な航空輸送を確保するため、老朽化対策等の事業を引き続き実施しました。(国交省)	○離島における安全かつ安定的な航空輸送を確保するため、老朽化対策等の事業を引き続き実施しました。(国交省)	○離島における安全かつ安定的な航空輸送を確保するため、老朽化対策等の事業を引き続き実施しました。(国交省)
○離島における超高速ブロードバンドの利用を可能とするため、平成 25 年度補正予算にて海底光ファイバ等の敷設を支援しました。	○離島における超高速ブロードバンドの利用を可能とするため、平成 25 年度補正予算にて海底光ファイバ等の敷設を引き続き支援しました。(総務省)	○離島における超高速ブロードバンドの利用を可能とするため、地方公共団体による海底光ファイバ等の敷設の支援について、平成 27 年度補正予算に計上しました。(総務省)	○離島における超高速ブロードバンドの利用を可能とするため、地方公共団体による海底光ファイバ等の敷設の支援を実施しました(平成 27 年度補正予算)。また、離島における高度移動通信システム構築のために、地方公共団体が海底光ファイバ等の整備を行う場合の支援を平成 29 年度より実施します(平成 29 年度当初予算)。(総務省)

※：「平成 26 年 3 月に奄美群島～」は「○平成 25 年 11 月に「アイランダー2013」～」の後段に記載されていたが、比較検討の関係上、「○平成 25 年 11 月に「アイランダー2013」～」の前段に移動している。

Thus, even after the establishment of the *Second Basic Plan on Ocean Policy*, ministries and agencies have been actively implementing maritime security initiatives, despite there being room for improvement or differences in the speed of carrying out efforts. In the next section, I will outline these initiatives and how experts familiar with ocean policy evaluated them.

### 3. Evaluation of the Second Basic Plan on Ocean Policy

#### 3-1. The significance of the Evaluation Report

As discussed, prior to April 2013, when the Cabinet approved the *Second Basic Plan on Ocean Policy*, different public and private organizations and experts published policy recommendations and research reports on the formulation of the *Second Basic Plan on Ocean Policy* that took into consideration the initiatives and evaluation of the *First Basic Plan on Ocean Policy*. However, it is difficult to say that the evaluation of the *Second Basic Plan on Ocean Policy*, the foundation of the *Third Basic Plan on Ocean Policy* currently being formulated, has been fully conducted.

Nevertheless, as stated at the beginning of this paper, the *Basic Act on Ocean Policy* stipulates “the Government shall formulate a basic plan with regard to the oceans (hereinafter referred to as “Basic Plan on Ocean Policy”), in order to promote measures with regard to the oceans comprehensively and systematically”(Article 16, paragraph 1) and “bearing in mind the changes on the situation with regard to the oceans, as well as based on an evaluation of the effect of measures with regard to the oceans, the Government shall review the Basic Plan on Ocean Policy almost every five years, and shall make necessary changes.”(Article 16 paragraph 5), meaning that based on these provisions, a review began from December 2011, with first revisions done in April 2013, followed by approval of the *Second Basic*

*Plan on Ocean Policy* by the Cabinet. Therefore, obtaining an evaluation of the initiatives that are the basic knowledge of the revision work for the Second Basic Plan on Ocean Policy, is essential to formulating the *Third Basic Plan on Ocean Policy*.

### **3-2. Outline of the Evaluation Report**

Based on the background discussed above, under the recommendations and guidance of the Research Committee on Comprehensive Ocean Policy at the Sasakawa Peace Foundation, the Ocean Policy Research Institute, the Sasakawa Peace Foundation, conducted a questionnaire survey of the evaluation of the *Second Basic Plan on Ocean Policy* fundamental to the revision work on January 1, 2017 to make an academic contribution to the formulation of the *Third Basic Plan on Ocean Policy*, on the assumption that the second revision would be done in the spring of 2018 taking into consideration the first revision period.<sup>3</sup>

#### **\*Outline of the questionnaire survey of the Second Basic Plan on Ocean Policy evaluation**

**(1) Period and survey subjects:** The evaluation was conducted as follows. Please refer to the attachments to these materials (Second Basic Plan on Ocean Policy Evaluation Sheet) for the survey and other forms distributed.

Survey period: Friday, January 13, 2017 (distribution) to Tuesday, January 31, 2017 (deadline)

Survey sample: Research Committees (including working groups) at the Ocean Policy Research Institute, The Sasakawa Peace Foundation

Members: 65

**(2) Evaluation method:** Spare survey forms, response slips, sheets for written responses, and reference materials (2016 edition of the *Document on the Situation of the Oceans and Implemented Measures by the Government with regard to the Oceans*) were distributed and, based on the criteria below, used a sequential answer method (respondents were asked for answers in their specialty field or field of interest, and no other responses were asked beyond these). The scoring of responses is as follows.

Evaluation scoring criteria

- 1: Not addressed
- 2: Insufficiently addressed
- 3: Addressed to a certain extent
- 4: Sufficiently addressed

**(3) Total responses/Response rate:** See below for the number of agencies the survey was distributed to and the number of agencies who sent replies (as of March 2, 2017). The overall response rate was 43.1%.

---

<sup>3</sup> See below for details about this survey. Ocean Policy Research Institute, The Sasakawa Peace Foundation (March 2017), “Study on the Formulation and Promotion of Comprehensive Marine Policy in FY2016: Survey and research report on ocean policy in Japan.” Also see below for an outline of this survey. Ocean Policy Research Institute blog (May 2017), “Ocean Jigsaw Pieces No. 30” *Evaluating the Second Basic Plan on Ocean Policy*, (<http://blog.canpan.info/oprf/archive/1666>)

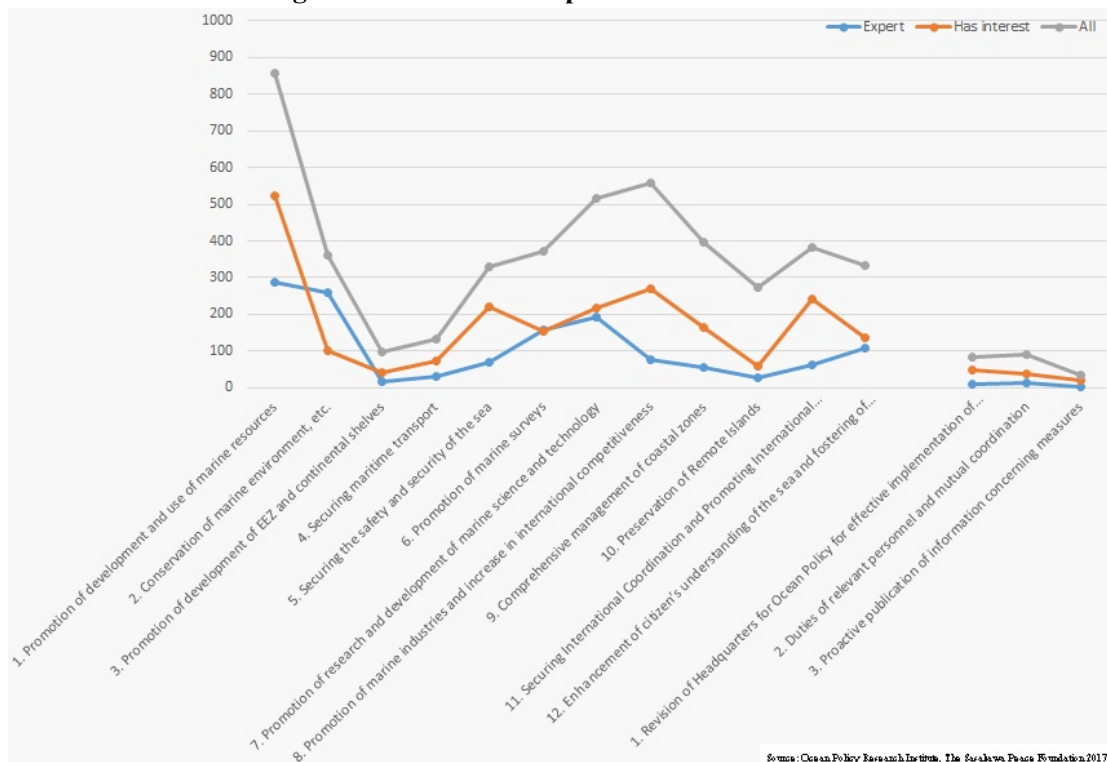
	No. of bodies sent surveys	Total responses	Response rate (%)
Universities	41	15	36.6
Research institutes	15	9	60.0
Media outlets	4	2	50.0
NGO and other	5	2	40.0
Total	65	28	43.1

In this survey, the respondents were required to answer preliminary questions asking them if they were “Experts,” “Not an expert, but have an interest,” or “Not an expert, have no interest,” on the twelve basic measures described in the *Second Basic Plan on Ocean Policy*, and the addition of this work is a major feature that made possible analysis by each respondent’s attributes. Figures 1 and 2 below show the survey results for the evaluation of each measure and the number of responses to each measure, respectively.

**Figure 1. Evaluation of each measure**



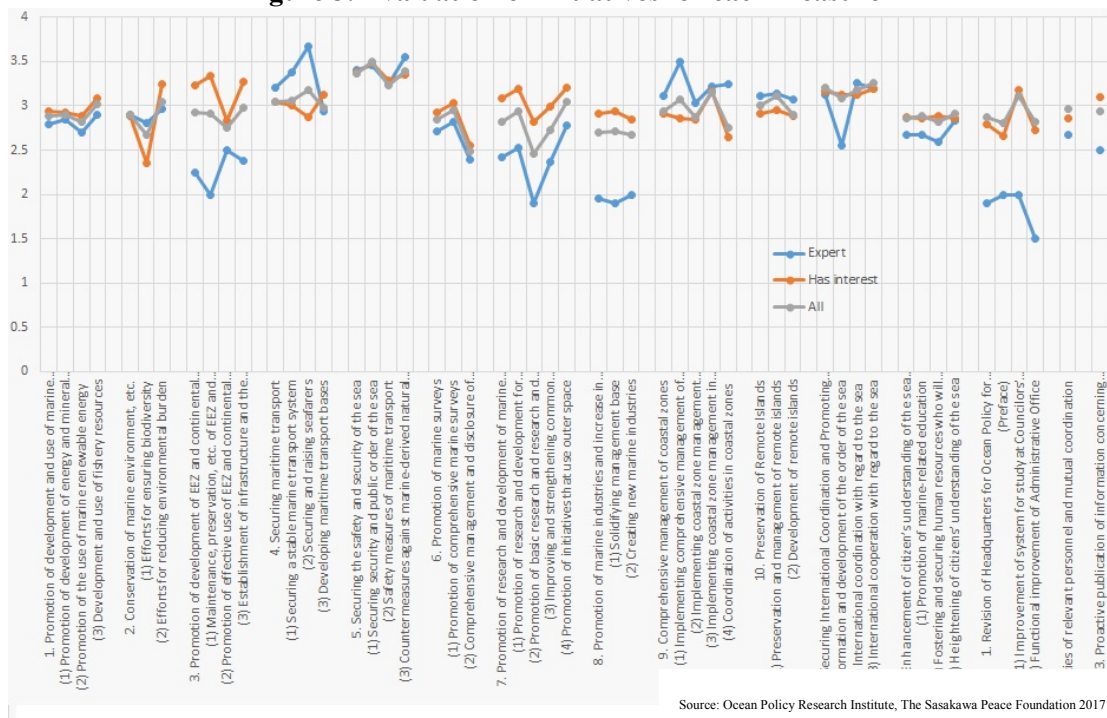
**Figure 2. Number of responses to each measure**



Source: Ocean Policy Research Institute, The Sasakawa Peace Foundation 2017

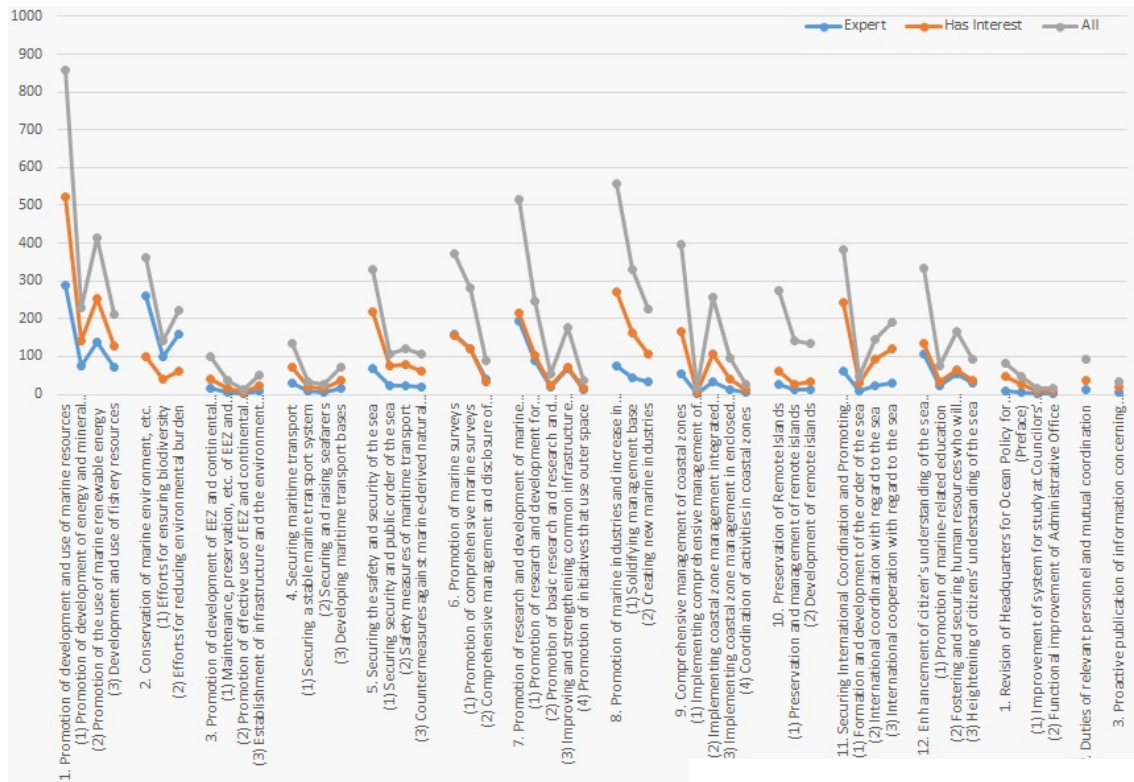
In addition, questions were asked about individual initiatives prescribed for each measure, and are summarized by an evaluation of the initiatives for each measure and the number of responses for each initiative in Figures 3 and 4, respectively.

**Figure 3. Evaluation of initiatives for each measure**



Source: Ocean Policy Research Institute, The Sasakawa Peace Foundation 2017

Figure 4. Number of responses for each initiative



Source: Ocean Policy Research Institute, The Sasakawa Peace Foundation

### 3-3. Evaluation of maritime security initiatives

Figure 1 clearly shows that the initiative “3. Promotion of development of EEZ and continental shelves” received a high evaluation from knowledgeable researchers with an interest in the area, while experts gave a high evaluation for “5. Securing safety and security of the sea” and “10. Preservation of remote islands.”

Of the trend, what is clear in Figure 2 is that “3. Promotion of development of EEZ and continental shelves” has many measures, such as resource development on continental shelves and diplomatic negotiations with neighboring countries about it, and measures against illegal, unreported and unregulated fishing (IUU) by foreign vessels that are easy to report on by the media or that are generally easily understood, which is thought to be why knowledgeable researchers with an interest in the area highly evaluated them.<sup>4</sup>

On the other hand, compared to “3. Promotion of development of EEZ and continental shelves,” “5. Securing safety and security of the sea” and “10. Preservation of remote islands” have many initiatives that are generally not well-understood. In looking at the evaluation results for “9. Comprehensive

<sup>4</sup> However, as clearly seen in Figure 2, the number of responses for “3. Promotion of development of EEZ and continental shelves” and “5. Securing safety and security of the sea,” and “10. Preservation of remote islands” differ significantly, so consideration needs to be given to the possibility that they affected the values of the evaluation.

management of coastal zones,” the evaluations from experts are high but those from knowledgeable researchers with an interest in the area are low, and it has already been pointed out that the reason for this may be due to the fact that implementation cases (measures) are not fully understood. It is thought that this same reason explains why experts gave high evaluations and knowledgeable researchers with an interest in the area gave low evaluations for “5. Securing safety and security of the sea” and “10. Preservation of remote islands.”<sup>5</sup>

In addition, as an “Evaluation Report on the Second Basic Plan on Ocean Policy (free description),” this survey received written comments for each question, and included opinions on “5. Securing the safety and security of the sea,” such as:

- Measures in East Asia and Southeast Asian waters and measures against piracy and maritime armed robbery are being steadily implemented, but it is imperative to deal with ‘emergency’ responses and preventive measures in the Oil Line of the Persian Gulf and the Indian Ocean.
- It is necessary to build a maritime security system to seamlessly respond to the so-called gray zone situation.
- A maritime security perspective is lacking on Arctic issues.

With regard to “10. Preservation of remote islands,” the opinion, “The use of remote islands (fishery resources, development of ocean floor mineral resources) is at the forefront, but it is desirable to put their preservation at the forefront before promoting the sustainable use of resources” was given. Based on the responses, it can be concluded that while experts who understood the background and situations of the initiatives gave harsh feedback, they gave high evaluations on individual measures (no opinions were given for “3. Promotion of development of EEZ and continental shelves”).

#### **4. Conclusion**

This paper reviewed the state of maritime security initiatives in the *Second Basic Plan on Ocean Policy* and examined the challenges and future prospects of maritime security in Japan in light of the fact that it has been nearly five years since the current *Basic Plan on Ocean Policy* (Second Basic Plan on Ocean Policy) was revised in April 2013 and is due to be revised again.

As a result, I noted that the reason why knowledgeable researchers with an interest in “3. Promotion of development of EEZ and continental shelves” gave high evaluations for its initiatives while experts gave high evaluations for initiatives relating to “5. Securing safety and security of the sea” and “10. Preservation of remote islands” had to do with the different level of understanding of individual measures by the parties. Based on this knowledge, I would like to offer my opinion on maritime security initiatives that should be implemented in the future.

---

<sup>5</sup> K. Furukawa and Y. Komori, (July 2017), “Future Challenges in Promoting the Comprehensive Management of Coastal Zones as Seen in the Evaluation of the Second Basic Plan on Ocean Policy.” Japanese Association for Coastal Zone Studies 29th National Conference Proceedings.

The direction for formulating the *Third Basic Plan on Ocean Policy* was presented at the 16th meeting of the Headquarters for Ocean Policy on April 7, 2017. At that meeting, an examination was made based on the content of the “Headquarters for Ocean Policy Councilors’ Meeting Report” delivered to Prime Minister Shinzo Abe on March 30, 2017, but the Prime Minister revealed an emphasis on maritime security in the *Third Basic Plan on Ocean Policy*, stating,<sup>6</sup> “Today, we have decided to start deliberations on formulating the next *Basic Plan on Ocean Policy*. It has been 10 years since the *Basic Act on Ocean Policy* was enacted. The situation surrounding Japan’s oceans, such as intrusions into waters around Japan by foreign government vessels and other ships, is becoming more severe. As an oceanic state, Japan must strive to keep up with the times and changing environment, and with a resolute determination, take systematic long-term measures to protect the peace and security, protect our marine interests, and maintain and develop open and stable seas. The next *Basic Plan on Ocean Policy* takes a broad view of maritime security and we will take steps to address matters such as the security of territorial waters, ensuring security, disaster measures, and other issues. In addition to strengthening the maritime security system, we will make every effort to establish a maritime domain awareness (MDA) system that facilitates the early detection of various threats and risks, and to preserve and manage remote islands at Japan’s borders. We will work toward commercializing marine resource development, such as methane hydrate, and work on conservation of the marine environment and training of human resources to secure a stable energy and resource supply. I want each Cabinet minister to coordinate and seriously examine these issues. Today, I approved the basic policy based on the Act on Preservation of Areas of Remote, Inhabited Islands Establishing Territorial Seas and Maintenance of Local Societies on Areas of Specified Remote, Inhabited Islands Establishing Territorial Seas. Based on this policy, each Cabinet minister should coordinate and take effective measures so that the number of people moving to exceeds the number of those moving out of remote island regions.”

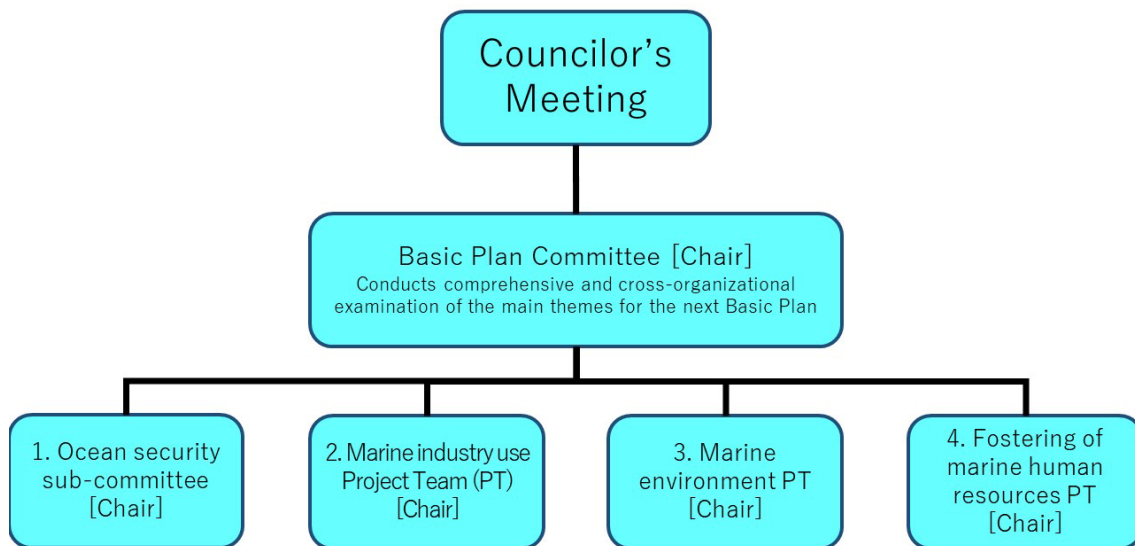
In addition, Appendix 1 (the basic thinking about the formulation of the next *Basic Plan on Ocean Policy* in the (Headquarters for Ocean Policy Councilors’ Meeting Report Outline)) of Material 1 (on formulating the next *Basic Plan on Ocean Policy*) distributed at the meeting, puts forth the main themes of the *Third Basic Plan on Ocean Policy* as “maritime security” (a broad definition of maritime security), “promotion of the industrial use of the oceans,” “maintenance and preservation of the marine environment, and development of marine human resources,” and “other (marine surveys, marine science and technology, international coordination and cooperation, and Arctic policy), along with a proposal for a review system of the *Third Basic Plan on Ocean Policy* (Figure 5).<sup>7</sup>

---

<sup>6</sup> Prime Minister of Japan and His Cabinet website (<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/kaisai.html>) (In Japanese. Accessed July 31, 2017).

<sup>7</sup> The proposed review system was approved at the same meeting and the results of the review from each sub-committee and project team established in this review system were reported to the 36th Headquarters for Ocean Policy Councilors’ Meeting on November 17, 2017. Prime Minister of Japan and His Cabinet website (<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/sanyo/dai36/index.html>). (In Japanese. Accessed November 17, 2017).

**Figure 5. Proposed review system for the next Basic Plan**



Source: Distributed materials from the 16th meeting of the Headquarters for Ocean Policy

The materials also note that “items to be taken into consideration in formulating of the next Basic Plan (composition of the plan, how to write it, etc.)” should have familiar maritime-related content that is easy to understand. The structure of the Plan should be comprehensible and follow the main theme, should incorporate the evaluation of the current Plan and a long term perspective of ten years ahead of the five-year planning period, give attention to a universal philosophy and direction, and set concrete targets for measures specified in the plan.

Thus, the *Third Basic Plan on Ocean Policy* was presented with an orientation emphasizing maritime security, but what it means is that it emphasizes non-traditional security over the more typical military security, which is a remarkable trend given that one of the counselors forming the Councilors’ Meeting at the Headquarters for Ocean Policy tasked with formulating the Third, is an expert with traditional security (Koichi Furusho, former Chief of Staff, Maritime Self Defense Force).<sup>8</sup>In establishing maritime security, the active involvement of the Ministry of Defense and the SDF, whose primary responsibility is military security, is an important issue, but the most recent edition of the *Defense of*

---

<sup>8</sup> The special advisors at the Headquarters for Ocean Policy as of April 1, 2017 are (excluding Koichi Furusho): Koji Miyahara, Vice Chair, Keidanren (Chair of Councilors’ Meeting); Masayuki Takashima, Advisor, Port of Yokohama (Vice Chair of Councilors’ Meeting); Tamaki Ura, Director, Kyushu Institute of Technology Center for Socio-Robotic Synthesis; Atsuko Kanehara, professor, Sophia University Faculty of Law; Shinji Sato, graduate school professor, University of Tokyo; Yuko Maeda, Auditor, Japan Agency for Marine-Earth Science and Technology/Specially Appointed Professor, Kyoto Prefectural University of Medicine; Nobuko Mizumoto, Managing Executive Officer, IHI Corporation; Hiroyuki Yamato, President, National Institute of Maritime, Port and Aviation Technology; Keiji Washio, President, National Research and Development Agency, Japan Fisheries Research and Education Agency (President of National Fisheries University), Takeju Ogata, President, Nippon Foundation (Special Councillor, Councilors’ Meeting).



*Japan 2017* white paper, only mentions “5 Initiatives towards ensuring maritime security (Part 3, Chapter 1, Section 2)” and “3 Initiatives in the Asia-Pacific region” (Part 3, Chapter 2, Section 2), so there is room for further development in organic coordination by ministries and agencies. There is also an urgent need to respond to changes in the security environment in East Asia, including changes in the political situation on the Korean Peninsula.

Therefore, in formulating the *Third Basic Plan on Ocean Policy*, it is critical to deal with not only non-traditional security but to also consider traditional security in order to respond with certainty to circumstances in Japan and abroad. Elisabeth M. Borgese, who served as Vice Chair of the Independent World Commission on the Oceans (IWCO), said, “the United Nations Convention on the Law of the Sea is divorced from the naval forces. Without contribution from healthy naval forces, there could be no maritime peace,”<sup>9</sup> making an important point about maritime security that this issue is not limited to the *Third Basic Plan on Ocean Policy* and that it is also an important issue involving the United Nations Convention on the Law of the Sea itself, which is the foundation of the world’s ocean policy, including Japan’s. My hope is for the *Third Basic Plan on Ocean Policy* to become a prescription or compass to solve this critical issue.

Addendum: After this paper was written, a report was submitted on December 18, 2017 by the Councilors’ Meeting of the Headquarters for Ocean Policy titled “Headquarters for Ocean Policy Councilors’ Meeting Report Toward the Formulation of the Third Basic Plan on Ocean Policy.” The report emphasizes that the *Basic Plan on Ocean Policy* should focus on maritime security, noting that “(1) Securing security and public order at sea” is an initiative to be taken up as the main theme in the *Third Basic Plan on Ocean Policy* and that “development of remote islands,” and “development of EEZ and continental shelves” are matters to be taken up as timely topics and with continuing importance. As a whole, however, since the content focuses on developing the past efforts that should emphasize non-traditional security rather than traditional security, I believe that it is necessary to consider traditional security in maritime security in the future.

---

<sup>9</sup> Takai, Susumu et al., “Ocean-Peace Keeping and New Roles for Maritime Force,” *NIDS Journal of Defense and Security*, June 1998, Vol. 1, No. 1, p. 57-79.







The Sasakawa Peace Foundation

The Sasakawa Peace Foundation Bldg.,  
1-15-16 Toranomon Minato-ku, Tokyo 105-8524, JAPAN  
TEL +81-3-5157-5210 FAX +81-3-5157-5230